

平成25年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成25年6月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成25年6月20日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年6月20日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成25年6月20日 16時35分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達廣	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	総務財政 課長補佐	前田早知子	○	
会 議 録 署名議員	5 番	瀧 口 一 弥		6 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成25年第2回笠置町議会会議録

平成25年6月12日～平成25年6月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第2号)

平成25年6月20日 午前9時30分開議

- 第1 議案第32号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第2 決議第1号 橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」等に対する決議の件
- 第3 一般質問
- 第4 委員会の閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年度6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、議案第32号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

先般、御無理をお願いいたしておりましたとおり、議案第32号を御提案申し上げたいと思います。

議案第32号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、笠置いこいの館の設置及び管理に関し、第3条にただし書きを追加し、未改正であった料金等を今回改正するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） おはようございます。

議案第32号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について御説明を申し上げます。

3枚目の新旧対照表から説明をさせていただきます。

第3条の「いこいの館は笠置町が出資設立した有限会社わかさが管理、運営する。」の次に、「町長が認めた場合、有限会社わかさがと業務委託契約を締結した第三者に管理、運営させることができる。」を加えるものでございます。

次に、最後のページの別表の部分でございますが、入泉料、子供500円を400円に、大人1000円を800円に改め、大人（団体）900円、30人以上の団体を削除し、シルバー（70歳以上）650円、これにつきましては初回のみ要証明ということを追加するものでございます。

次に、テニスコートの料金でございますが、これを削除し、ゲートボール場（1面）半日

2, 100円、1日4, 200円、(2面)半日4, 200円、1日8, 400円。照明料1時間300円を追加するものでございます。そして、室料につきまして、1室1時間1, 500円を部屋の定員数により、部屋名はかわせみ、うぐいす、これは定員25名でございますが、1室1時間3, 150円、せきれい、これは定員60名でございますが、1室1時間5, 250円に改めるものでございます。そして、町民広場、多目的広場の使用料金を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありますか。田中良三君。

1番(田中良三君) 1番、田中です。

今言わはった条例の中で、現行ゲートボール場の貸出料金はどうなっているのかと野菜直売所に関する条例が出されていないのはどうしてですか。これを聞きたいです。

議長(西岡良祐君) 町長。

町長(松本 勇君) いこいの館の野菜の直売場につきましては、有限会社わかさが管理、運営をいたしております。現在もわかさがゲートボール場も運営をいたしているんですが、ゲートボール場につきましては、今後かしばのほうで管理、運営をお願いするということで料金を決めさせていただきました。

野菜の直売場につきましては、現行は野菜の売り上げの何%という形でいただいております。その形は現在もこれからも変わることはないと思います。

議長(西岡良祐君) 4番、西村典夫君。

4番(西村典夫君) 今、町長の答弁に関してですけれども、ゲートボール場については、3月議会でも私は質問しましたが、町の補助金でわかさが建設されたもので、経過がよくわからないが、わかさぎの財産になっていると答弁をいただきました。ゲートボール場は町の行政財産ではないのに、なぜ町条例で料金を設定されるのか、私はちょっとわかりません。その辺の説明をお願いします。

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 確かにゲートボール場につきましては有限会社わかさぎの所有物であります。野菜売り場と全く同じ条件ではないかということではありますが、ゲートボール場のそもそもの開設した目的は、いこいの館の利用促進という形でやった経緯がございます。そういったことで、ゲートボール場の料金等につきましては、テニスコートを潰してのゲートボ

ール場になったという経緯もございますので、一応かしばと打ち合わせの結果、ゲートボール場の料金を設定させていただきました。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、町長の答弁をお聞きしても、町の条例で設定するのではなくて、やはりわかさが料金を設定して、それでかしばに使用していただく。これが私は筋だと思うので、こういう町条例をつくられること、私はどうしても理解できない。その辺どうですかね。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 料金設定等につきましては、本当にいこいの館、それからかしば等、7月1日から株式会社かしばにその管理、運営をお願いするというので、何をどのようにお願いしていくのか。管理、運営をかしばにお願いするのかといういろいろの内訳につきましては、先般からその詳しい内容について打ち合わせをしてきたところでございます。

ゲートボール場の料金設定は、笠置町の条例で設定すべきでないだろうという御質問であるわけであります。この料金設定については、株式会社かしばが設定していくものか、あるいは町がこれに絡んでいくものかということの見解であります。かしばにつきましても、こういった料金でどうですかということで、お互いに風呂の料金もあわせていろいろ検討を重ねた結果、こういうことになったわけであります。ゲートボール場の管理運営については、これからかしばでやっていただくということをお願いいたしております。つきましては、やはり風呂も同じ条件ではないだろうかなど。

風呂についても、これは町の施設であります。しかし、この管理、運営はかしばでやっていただくわけであります。かしばで運営をされるんだったら、料金はかしばで設定されるべきではないでしょうかという理屈も成り立つわけでありますが、かしばとの打ち合わせの中で、こういった形で料金設定をさせていただき私どもの条例の中に組み込みますということを知り得ております。そうした中で、室料のかわせみあるいはうぐいすについても同じようなことが言えるのではないかなと、そんなふうに思います。

特にゲートボール場につきましては、安いですとか、高いですとか、いろいろ町民の方あるいは利用者からも御議論があるところでございますが、町のほうで、こういった設定を一定の基準を定めることは必要ではないかなという思いから、条例の中でうたわせていただいたということでもあります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 町長の答弁、何回も聞いておりますけれども、有限会社わかさぎに対して、町の条例でそれを決めていく。私はどうしてもこれは理解できないし、どうしてもおかしいと思います。やはり、ゲートボール場は有限会社わかさぎの財産でありますから、わかさぎが料金設定をされ、それをかしばに管理委託をされる。これが私は本質だと思いますので、どうしてもこの件については理解ができない。そのことだけ指摘しておきます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この料金設定改正なんですけれども、一応大人が400円で前は1,000円ということです。それで今、規則を、第4条では、町長が認めたときは、今現在、優待券は通常の半額料金と書いていますが、規則の改正はされなく、このままでいかれるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 規則につきましても改正をいたします。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、この条例を出したときに規則も一緒に出してくださいよ。この規則、今、改正をするとおっしゃったけれども、これは我々まで来て、半額料金ということは、通常大人だったら800円のところが400円になる予定ですね。そうと違いますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 現行の規則でいいますと、大倉議員がおっしゃるとおり、半額ですと800円でしたら400円になります。それで、規則の改正をする予定ですが、それにつきましては、半額ということ削除し、優待券、町民、そして在勤者につきましては、大人500円で、子供が250円、そして町長が認めた場合はそういった金額を変更できるといったような文言で改正を考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、規則がそこまで決まっておったら、規則も一対のものですよ、条例と一緒にしてくださいよ。これはいつごろ出せるんですか。

今おっしゃったように500円で子供が250円。これは今通常やっていることと同じことですね。それじゃ、この改正をするまでに1,000円という条例が今まで生きていたわけですね、この五、六年間は。5年ほど前から1,000円のままでこの条例が来ているわけですね。そのはずなんです。そうでしょう。だから、これ通常の800円にした場合には、本来なら400円で五、六年間は町民には100円下げた額でなければならないんですよ。

これは明らかに条例違反なんですよ、その点どうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 確かに大倉議員のおっしゃるとおりだと思います。条例の改正がなされないまま、子供400円、大人800円の料金で来ておりました。これはイベントをやった料金をそのまま現在引き継ぎでやってきたということを聞いております。確かに下げた時点で、ずっと続けるならば、条例の改正を以前にやっておくべきであったと思います。その辺は申しわけなく思います。

そのイベントにつきましては、担当課長、わかりますか。

私もちょっとその辺のいきさつはわからなかったんですが、7周年記念のイベントから下がっているようでございます。やはりおっしゃるとおりその時点で下げるならば下げるで条例改正はされるべきであったと思います。その点につきましてはおわびを申し上げたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、今回800円になった。それで、規則を今500円、250円とおっしゃったけれども、別に400円と200円でもいいんじゃないんですか。今までどおりいけば。どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 規則の改正をまだやっていないということで、規則の改正につきましても早速進めていきたいと思います。

優待券云々であります。優待券等につきましては、やはり先方かしぼとの打ち合わせが重要であろうかとも思いますので、かしぼとの打ち合わせの中で、規則の改正、きちっとしたものを決めていきたいと思います。

とにかく今回は条例ということの改正でございますので、こういった料金設定で現在進めていきたい。そして、そのほか優待券等の詳しい話につきましては、かしぼとの打ち合わせをさせていただきたいと思います。ただ、今までかしぼとの話し合いの中では、現在営業いたしております料金を当面このまま続けていきたいんだということをおっしゃっておられます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 今言いましたように、今までの7周年のイベントですか、そこから800円にしたと。そうすると今まで町民が、この規則でいけば半額料金400円、



100円のギャップがあるわけですね。ほんならこの7周年のイベント以降の町民が、不確定で、誰が、いつ、どんだけ行ったかというのはわかりませんが、還付とかいう考えはないんですか。それは本当に条例違反というか、町民をほんまに愚弄した話になると思うんですよ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） イベント以降の町民の料金が半額とするならば400円であろう。その差額の100円を還付すべきでないかという御質問だと思います。

私は、大人800円の料金、そして町民の方には500円という料金で全て今まで御利用いただいてまいりました。その点につきましては、御利用いただいた町民の皆さん方から納得の上で御利用いただいたと解釈をいたしております。その100円の差額は返済すべきでないかという御質問でございますが、それは現実上不可能なことだと思います。今後、そういった点につきましては十分注意をした上で、料金設定等を考えていきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 町民は500円でオーケーというような言い方、そんなん町民は条例とか規則なんか読んでいませんよ。通常800円やったら、我々が見ているのは、半額ということはやはり400円ということをおっしゃっているわけですよ。だから、既に前から言っているように、こういった条例改正、使用料を取る場合には、すぐに改正しなければならないんですよ。こういうことが起きてくるんですよ、本当に。だから、毎日というか、月に例えば30日あったら15日行かれた場合、夫婦で行かれた場合やったら30回分、月に3,000円助かるわけですよ。それが、5年間となったら、それだけの金額がたまってくるんですよ。だから、今回もできたら。

それと、今おっしゃったように、もうきょうは20日ですよ。7月1日から公布とおっしゃったけれども、かしぼとまだこれから規則の関係を話し合いすると。もうあと10日しかないんですよ。その点はどうなんですかね。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほども申しましたように、料金につきましては当分このままで営業を続けたいということをおっしゃっておられます。そのように私どもも解釈をいたしております。

先ほどの半額400円の件でございますが、やはり最初のいわゆる条例の中では、大人1,000円の半額の割引、住民への割引であったということで、500円という料金を町

民の方からいただいております。その後、800円としているのになぜ400円なんだというものの疑問も湧いてくるわけではありますが、やはりいこいの館の経営そのもの、7周年以降、非常に悪くなってきている過程の中で、やはりお客様を一人でも利用いただきたいという思いがあったらと私は解釈をいたしております。その中で、やはりこれからの料金設定、かしばと今ごろから話をするのは遅いじゃないかということではありますが、一応先方さんとは、今までの料金を引き続きそのままやっていきたいということをおっしゃっていただけます。そういったことでひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

何度も言っておりますけれども、かしばと話し合いも出ていないのに、この書類が出てきたんですか。そしたら、今度話し合いするまで、町内は、これ800円と載っていたら400円で、今までは7周年のときにとおっしゃったけれども、私らみんな500円払ってきましたわね、800円になっていても。はっきりときょうこの場で800円の500円と決めてくれるのか、まだかしばと話し合いしてから決めるのか、それをもう何度も何度も、はっきりと報告してください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 入泉料大人800円の料金が町民割引で500円というその料金は、かしばとの会合の中で、そのようにしますということをお約束をいただいております。先ほどからも、現在、入泉料については現在のままで当分は進めていきたいということの話を詰めておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。株式会社かしばとの会合の中では、入泉料については現在のままでやっていきたいということをおっしゃっていただけます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

確認のためにお聞きします。室料が変更となっておりますけれども、現行の室料は改正後の数字なのか改正前の数字なのかお聞きします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 室料の料金のことだと思いますけれども、今、改正案で書かせていただいている分につきましては、現在、利用料金を取っている金額と同じ金額でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今、町長の答弁の中で、かしばとこれから契約を交わした中で、料金についてはこのままでかしばとの約束でいくという答弁がありました。それで、シルバー、70歳以上、これは別として、近隣、南山城村、和東町の方々の料金、これは600円でしたかな。それもそのままいかれるんですか。それとも変更になることはあるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 近隣の町村、東部連合の両町村とも同じ料金でいくんだということをお願いいたしております。

（「600円ですか」と言う者あり）

町長（松本 勇君） 650円です。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時45分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中の審議について御説明いたします。

笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を審議しておりましたが、この議案は、先ほどの説明のとおり、現状の料金ルールに改正したいという形で出されたものであります。ところが、町民に対する半額の優待の件が出てきまして、これは今までどおり500円でいくというような答弁になってきましたので、それなら規則も同時に変更の提案をしてもらわないと審議できないということで申し入れまして、ただいま笠置いこいの館の設置管理に関する規則の一部改正をする案を提案されましたので、これから審議に入ります。

それでは、まず規則の変更の説明をお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） それでは、笠置いこいの館の管理運営に関する規則の一部改正の説明をさせていただきます。

2枚目の新旧対照表で御説明を申し上げます。

まず、第2条、これは笠置いこいの館の開会時間でございまして、10時から22時を10時から21時までで改正するものでございます。そして、4条、優待券関係なんですけれども、「優待券は通常の半額とする。」を「優待券の料金は子供・小学生250円、大人・

中学生以上500円とする。」に改め、次に、「ただし町長が必要と認めた場合は変更することができる。」を追加するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 質疑に入ります。質疑。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 質疑というより、これは議案第33号になるんですか。ちょっとこれ、じゃないんですか。これは32号の続きでいいんですか。

企画観光課長（山本和宏君） はい。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村でございます。

町民広場と多目的広場、これは削除となっております。この理解として、町民広場、多目的広場の機能をなくしてしまう。そういうふうに理解していいんですか。その辺の説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 多目的広場等につきましてでございますが、位置づけといたしまして、多目的広場はそのまま、例えば駐車場に用途変更したり、そういったことの用途変更についてはいたしません。

それと、使用方法につきましては、現状のような形で、お客さんが車をとめたり、そしてまた町のイベントや町等が協賛するイベントとか事業につきまして、そこを使用するという事で、現在のところと申しますか、特に個人的な使用については考えておりませんので、そういったことで料金設定から削除したということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君

4番（西村典夫君） ただいまの答弁をお聞きしますと、多目的広場、今まで若い人たちがフットサルとかいろんなスポーツをされて、活用されていたわけですがけれども、今後はそういう活用はできない。そういうふうに理解していいんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） そういうことではありません。使っていただいて結構かと思えます。ただ、料金から外したというのは、現在のところほとんど使われていないという現状の中から、これからもっとやっぱり利用をふやしていければという思いも実はございました。そういったことで、一応料金から外したということでございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

以前に私は何回も、ゲートボール場に人工芝を敷いて、子供から若者、高齢者の方まで使えるような多目的広場にしてくださいと質問いたしてきましたが、かないませんでした。今も笠置の若い人たち、夜、奈良のほうへフットサルや個サルに行っておられる方が何人もおられるわけです。そして、今、利用のニーズが少なくなったと町長がおっしゃられますけれども、そうじゃなくて、あそこを駐車場にされて、多目的広場の定義がなくなってきた。そういうことで運動広場として使えなくなった。そういうことが起因になっておりますから、その辺整備されて、若者たちが集まれる、そういう場をぜひとも私は確保していただきたい。そのように私は思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 利用が少なくなったから駐車場として使われているのか、駐車場として使われているから、フットサル等今までサッカーの練習もされていたと思うんですが、それができなくなったのか。その辺のところは、理由ははっきりとはわかりません。グラウンドとして使うんだったら、駐車場をとめてしまうべきであろうと私は思います。駐車場として使うから、グラウンドがでこぼこになって、何も使っていけないんだという、そういったこともあるわけであります。

私は、多目的広場にしろ、いろんな祭事で使っていきたいということから、駐車場としては使えない。駐車場として使うんだったら、私はあの砂のグラウンドを舗装していくべきであろうと思うんですが、私は現在の砂のグラウンドのまま置いておきたいなど。だから、それは後のいろいろ使われる目的にも関連してくるんだと思います。あそこをどうしてもサッカーの練習場に使いたいんだというお申し出がありましたら、それは使っていただいても結構かと思えます。多目的広場等の管理については、有限会社わかさが今までどおり管理、運営をやっていくつもりであります。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

まだあるの。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、町長がサッカーとして使っていただいたら結構とおっしゃったということは、こういう多目的広場の料金設定を置いておいてもいいんじゃないんですの、それやったら。それは無料でそこでもう使っていいということになってくるわけですね。それで、夜間だったら、やっぱり光熱費、電気の照明が今までついていたのを僕も見てますけれども、そういった料金とかになったら、夜間1時間2,000円とか書いていますけれども、そういった使っていただけて結構ということは、やはり多目的広場の料金を残しておけばい

いんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 使うんだったら、この1時間3,000円、多目的広場1,000円、2,000円のこれを残しておけばいいのではないのかということではありますが、私は現状の姿を考えますときに、現在も全く使われていない現状でございます。そういったことで、この町民広場あるいは多目的広場につきましては、料金を削除した上で、使われるときにはそれなりの準備が必要になってくると思います。車の駐車場として現在使われているような現状の中では、多分多目的広場として現状では使えないということで料金設定を削除させていただきました。これを使うとするならば、先ほども申しましたように、でこぼこといったものを直していかなければならないということもあろうかと思えます。そういったことで、現在使われていない現状の中で、料金を削除したということでもあります。

議長（西岡良祐君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第32号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、決議第1号、橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」等に対する決議の件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案の説明をさせていただきます。議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

去る5月13日に、日本維新の会共同代表・橋下徹大阪市長は、「第二次世界大戦当時は慰安婦制度が必要だった」との発言をした。

この発言は、米軍幹部に対する発言も含めて、女性をはじめ多くの人々の人格を否定し、人権を侵害するものである。よって笠置町議会は橋下大阪市長に強く抗議し、そのような発

言の撤回と謝罪を求める。

以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。決議第1号、橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」等に対する決議の件は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手少数です。したがって、決議第1号、橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」等に対する決議の件は否決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

それでは、3番議員、大倉博君の発言を許します。大倉博君。

3番（大倉 博君） きょうは、れんけいの3月号に相楽東部広域連合3年の検証という、私も後で言いますけれども、相楽東部連合の議員ではないですけれども、自分の勉強のためにも、こういった議題を出させていただきました。今からすることは、ここに4名の方の東部連合の議員もおられますけれども、私の言うことに賛成というか、参考になることがあれば、また東部連合のところで議会質問していただければありがたいと思います。

まず、それに入る前に、ちょうど1週間前に新聞報道では、先週、山田知事が道州制の問題をされて、首長さんが、1週間前、ちょうど13日、行かれて、その辺のところ、もしお話しできることがあれば、町長、申しわけはないけれども、なければ結構ですけれども、しゃべっていただければ、どういったことが簡単にしゃべっていただけますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 道州制に関連してでございますが、通告にはございませんでしたので、

そういった資料も持ち合わせておりませんが、そういう議論がなされつつあるのも事実であります。初めて先日、山田知事を中心としたいわゆる説明会がございました。これには、京都府下各市町村長が、その説明をお聞きしてまいりました。ただ、現段階において、それをやるとも、やらないとも、どういった形でやるんだといったことも、現段階では全く模索中ということでありました。

それには、名前はちょっと忘れましたが、京都大学の教授あるいは同志社大学の先生等もその審議会の中に入り、現在協議が進められているようであります。実際のその内容については、まだまだこれからいろいろ検討されるということもお聞きをいたしておりますが、そういった動きが始まったというのも、これもまた事実でありますので、折に触れ、また皆さん方にも御説明を申し上げていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ありがとうございます。

一応なぜこういったことを質問しますかということは、やっぱり広域連合という、関西広域連合イコール将来私は道州制になるのかなという思いもあるわけです。だから、きょう言います連合の関係のあり方というか、そういったものも含めて、前提でお聞きしたわけなんです。

先日18日の新聞にも、関西広域連合が道州制課題を指摘ということで載っておりました。いずれこれから関西広域連合がまた国のほうにどういった要望をされるかわかりませんが、これもやはり、この道州制というのは30年来の話で、もう30年から50年以上たっているわけですね。だから、こういった問題がなかなか前に進まないというのは、本当にどういうことかなという。なぜかといいますかといいますと、例えば道路事情が、高速道路が30年代と違って本当に短く、時間軸も短くなっております。それも新幹線もでき、本当に時間軸が短くなって、そしてまた、この平成11年からの市町村合併、平成の大合併があったわけなんですけれども、これも木津川市に御存じのように3カ町がなって、人口が今7万5,000人ぐらいだと思います。それと精華町が3万7,000、それで笠置、和東、南山城を合わせて、笠置が1,600、和東が4,500、南山城が約3,000、計9,100ぐらい、総計1万1,000人ですね。

こういった中で、本当につい先日の6月1日現在で笠置町の人口はいよいよ1,500人台、1,595人と報道されておりました。そして、こういった過疎化がどうしても進む中、本当にこの前の産経新聞の総理の諮問機関である第30次地方制度調査会は、都道府県のあ



り方や、それから平成の大合併で広域化した市町村に財政支援をやる。そして、ここで重要なのは、都道府県には過疎化が進む小規模市町村の住民サービス代行という新たな役割を求めている。これは平成合併、約3,400ぐらいあったのが今1,700ぐらいですね。その3割が人口1万人を切り、基礎自治体としての役割を果たせない市町村がふえつつあるという現実を踏まえたもので、第30次地方制度調査会は答申をしております。

本当に、この笠置町にとっても1,500台に入って、笠置町の第3次総合計画では平成33年には1,300人という予測がされております。しかし、それよりもっとスピードが速くなってくるんじゃないかと思います。そして、7月号の文芸春秋には「30年後の日本『人口激減時代』の衝撃」というのが載っております。ここに、いろいろあるんですけども、1つだけ紹介しておきますけれども、日本一人口が減る村、これは群馬県の南牧村なんですけれども、要するに2010年には2,423人の人口、これが30年後には71%減って702人になると予測されております。2010年に2,400ということは、笠置町にとっても10年ぐらい前にはもうちょっとそれぐらいに近い数字ではなかったかなと思うんですけども、要するにこういう予測がされております。そこで、年間六、七十人の村民の方が亡くなるけれども、産まれるのは1人か2人ということが紹介されております。

本当に笠置町にとっても、なかなか子供さんがおられないと。今1年に5人かそれぐらいの数。今の児童とか、それから保育所でいいますと、保育所が今現在17人だそうですね。だから、そのように本当に少なくなっております。そういった中、ただ関西圏では滋賀県の栗東市や木津川市はふえると。そして、精華町も若干年々ふえておりますね。それと、最近載っていましたが奈良線の複線電化が今現在28%から64%、やっぱり交通網がよくなれば旧山城町なんかでも人口がふえてくるんじゃないかと思います。ただ、これも近々であって、将来の30年後、40年後には日本全国全体が人口が下がるわけですから、どうなのかわかりません。

その中で、3カ町村が今、この前、木津川市に合併できなかつたですけども、そういったことがよかったかどうかは、まだ今後の歴史によりますけれども。6月7日の新聞に、たまたま和東の町長が「合併しなくてよかった」と。これはどういったことで言っているかという、理由の一つですから、本当によかったかどうかは、本人に聞いてみなければ、新聞報道ですから、わかりませんが、その理由の一つとして、町内の道路整備などを府に直接要望ができると。確かにそういう利点はあります。町長、現時点で笠置町は、まだそれはわかりませんが、現時点で町長は合併しなくてよかったかどうか、感想、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 合併しなくてよかったか、悪かったか。いろんな要素があるんだと思います。私は一概によかったとも悪かったとも言えないと思います。木津川市の合併の様子を見させていただきましても、よかった面、悪かった面、いろいろ出ております。笠置町においても、合併したから関西線が笠置まで電化してくれるのか。そうではありません。また、一つの自治体としてやっていくのは本当にしんどいと思います。職員においても、財政難の折、非常に事業を進めながら財政状況を考えた上でやっております。そういった中で、やはり私は交付税等考えるときには一つの自治体としてあったほうがよかったのではないかなという思いがあります。

ただ、楽になろうと思えば大きなところに合併してもらってついていくのも一つの方法だろうと思います。ただ、私はこうした小さいまちでも、やはり一つの自治体として、一つの商売で考えるならば、一つの経営をやっていくというのも、私は大きな仕事の一つだろうと思います。大倉議員がかねがねおっしゃる笠置の小学校の存続問題につきましても、やはり笠置町だからこそできるんだと私は考えております。いろんな要素を考えるならば、いい面、悪い面、出てこようかとも思いますが、私は現在のこういった状況のままでもう少し考えていく必要があるのではないか。一つの自治体として残っていくべきであろうと思っております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） どうもありがとうございます。確かに合併すればいろんなことがあります。本当にそれはいいことも悪いこともあります。木津川市の一つの例をとれば、商工会がまだ一本化されていない。各山城町とか単独で商工会、これも一本化されていないという部分がまだあります。それはどういうわけでされていないかは、よそのことですからわかりませんが、そういった部分も1つ見ればですよ。

そして、観光面、例えばいづみ路観光協議会というのがありますけれども、これは旧加茂と笠置と南山城村。当初予算を見れば、協議会の負担金が2万円となっておりましたけれども、通告していませんけれども、今このいづみ路観光協議会というのはどのようになっていますか。もしよければ教えてください。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） いづみ路観光協議会につきましては、現在、木津川市、南山城、笠置町で、まだ継続と申しますか、やっております。そして、負担金につきましては、1町

村2万円という形で今も継続してやっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ちょっと通告していなかったんですけども、いづみ路観光、それじゃ、今どういった事業をされているか。以前でしたら、パンフレットというか、地図を当てて、いづみ路観光とか、それから笠置駅のところですかね、あの看板のところに、いづみ路観光とたしか書いてあったと思うんですけども、そういったこともやっていますが、この負担金が2万円だけでどういったことがやれるかどうか。名前だけになっているかどうか。その辺のところ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いづみ路観光の事業もかなり減っております。各木津川市・笠置町・南山城村の単独でやっております観光振興の事業をいづみ路観光が相乗りした形でやっていたというのも今までの姿であります。

今、どういう形のものをやっているかといいますと、具体的に言いますと、例えば木津川市の加茂町から林道を通じて笠置町の林道、四ヶ村山を通って来る林道、あの林道を開拓しながら東海自然歩道につないでいこうという、そういった具体的な事業があるんですが、現在までの今までやっておりましたいわゆる各町村の事業に相乗りをした形の事業というのは今のところございません。これからは、やはりいづみ路観光というのは単独の独自の事業をやっていかれるということをお聞きしております。現在は木津川市がその事務局を持っておられます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。よろしいか。

3番（大倉 博君） それでは、本論というか、入ってきたいんですけども、入る前に、我々、私らもなかなかわからない部分があるんですけども、昨年11月にこういった議会があって、各議員さん方を割り当てていろいろやっております。我々もわからないんですけども、町民の方もこういったことが、余りこの中身を知られないんじゃないかと。議長さん初め今度いろいろ検討するには我々はしているんですけども、なかなかわからない部分があるんです。

そうした中で、この事業、きょうやります相楽東部広域連合というのが、ここは連合、ほかは議会、1つは京都府の後期高齢者医療連合となっていますけれども、各議員が1人、山城病院でしたら2名の方、それから相楽広域も2名、相楽中部消防も2名。加茂笠置組合は5名、これは一番この中で古い、明治26年からできている組合議会ですね、なかなか古い

議会なんですけれども。これが5名。そして、きょうやります相楽東部広域連合議会が4名、定数が12名ですね。3カ町村4人ずつでなっております。そして、後期高齢者医療広域連合が1名、あと地方税機構と監査委員それぞれ。そして、この中で笠置町が占めている予算の割合と云ったら、3割がこの中で占めております。本当に大きなこの議会の連合の中で占めております議会とか連合です。そういったことを思えば、木津川市一本化、相楽が一本になれば、こういった議会が本当に要らなくなってすっきりすんじゃないかという部分も、私は考えられないことはないかと思うんです。だから3分の1の予算を占めているこの議会、そして相楽東部広域連合というのは、一つの自治体として成り立っているわけですね。

例えば、私らは本当に教育関係とか、それから学校教育、社会教育、文化財、質問しようと思ったって、この例規集にはごっそりとなくなっております。これがみんな東部広域連合の例規集に入っております。だから我々議員が、申しわけないんですけれども、この質問を本当にやりたかってなかなかできないわけですね。だから、これで私も議員にならせてもいうていいかどうかというのは疑問を持っておるんですけれども、一番大事な学校教育、文化財が、我々、4人の方は行っていただいておりますけれども、私は直接にその議会をやっておりませんので、質問ができないというのは、じくじたるものが本当にあるわけなんです。

したがって、きょうはたまたまそういうふうに相楽東部広域連合の3年の検証という「れんけい」がありましたので、この件について本当に検証というか、やらせていただければありがたいと思うんですけれども、まず、この経緯は、ここに書いていますように相楽6町1村の合併協議会が解散になって、この連合協議会が立ち上がり、22年4月からは相楽東部広域連合としてやってこられたわけなんですけれども、そこに連合組織の効果と課題とか、いろいろ書いていますけれども、まずその効果として人件費や財政負担の軽減とありますけれども、これは実際にどうですか、町長、削減というか、実際にはなっておりますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 相楽東部広域連合の効果の中で、人件費あるいは財政負担の軽減になっているかということでもあります。ちょっと数字的に、私、今持っているんですが、確かに、特に教育委員会の関連では、3カ町村、一つの教育委員会としてやっているんですが、これには完璧な削減効果が出ております。そして、現在のところ特に効果が出ておりますのは、こういったれんけいの広報誌、それからごみ問題に関しますそういったものについては、効果が出ているように私は思っております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、広報とかもなっているとおっしゃいましたけれども、この広報もなかなかつくるのが難しい。私もこういったことをやっても難しいんですけれども、何かお知らせ的な広報になっているのではないかと思います。各市町村のお知らせ、本当に同じようなことが載っておるようには思います。例えばダイナミックに3カ町村が共通するものの特集とかそんなのを組んで、それで後に3カ町村のことを載せるような方向の紙面にさせていただければありがたいと思うんですけれども、特集を組むのはなかなか難しいとは思いますが、3カ町村に絡むとか、そういったことの方法をとっていただければ、もっとこのれんけいというのは紙面がよくなると思うんです。

たまたま東部広域連合の3年の検証とか、こんなものを載せていただきましたけれども、こういった3カ町村に共通すること、例えば今、和東町では、新名神ができた場合に城陽から宇治田原通って和東町トンネルという申し入れをやっているそうなんですけれども、それを和東でとめるんじゃなしに木屋峠へ行くのかどうか、笠置まで来るようなルートをつくるとか、そういったことの検証とか協議とか、3カ町村でかかわるようなことをダイナミックに、やっぱりせつかく3カ町村の首長さんがおられるので、そういったことを議論とかやっていただければありがたいと思うんですが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） れんけいの広報誌につきましては、3カ町村の担当が毎月何回も会議を重ねまして、れんけいの編集をしております。そうした中で、れんけいのあり方等については、また大倉議員からも御意見を頂戴できればありがたいと思います。その中で3カ町村の担当課がこの編集等に再度かかわっていただければありがたいと思います。

それから、これからの和東等3カ町村のあり方等につきましても、現段階では、新名神ができた場合の云々、それから宇治木屋線のトンネル云々、そういったことも含めて、現在は要望の段階であります。要望の段階でありますので、できるとも、できないとも、これは現段階では言うことができませんが、やはり以前からもそういった大きな構想の話というのは上がっていたように私は思います。例えば、宇治木屋線のトンネルが抜けた場合に、四ヶ村山に橋をかけて名阪国道につなぐんだという本当に大きな構想も実はございました。そういった構想も今は本当に立ち消えになっております。

これからの我々の上げていく要望につきましては、現実に即した要望を上げていかなければならないだろうと思っております。やはり新名神が開通し、宇治木屋線のトンネルが抜けましたら、その隣町の笠置町はどのような取り組みをしていくべきかということにつきまし

でも、これからやはり考えていかなければならない大きな問題だと思います。その節には議員の皆さん方の知恵を拝借していきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ぜひともこのれんけいの冊子もできるだけダイナミックに、そういう3カ町村が関連するような特集をトップにしてやっていただければありがたいと思います。

次に、観光業務の効果と課題とありましたけれども、ここには我々が聞いている東部連合の関係では一番大きな予算を組んでいるのがごみ処理のところだそうなんですけれども、これも耐用年数があと五、六年ぐらいだと聞いております。これは私も東部連合委員会に入って、まだ塵芥もごみ処理も実際には聞きには行っていませんけれども、そういう話を聞いております。そして、先ほど分担金と言いましたけれども、この分担金の予算も8,000万円近い金が使われております。本当に大きな問題です。これが5年、6年後にはどうされるか。今からももちろん協議はやっておられると思うんですけれども、3カ町村で協議を今からやらなければ、どこにつくるかというのは、環境影響評価もあってなかなかこれは時間がかかります。今、木津川市が鹿背山に云々と言っていますけれども、環境影響評価は去年たしか11月末で終わったはずなんですけれども、これもなかなか前には見えてこないような話みたいなんですけれども、このごみの問題はどのように3カ町村で今のところ考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在進めております東部のクリーンセンターでございしますが、この地域との協定があと6年ほどで切れると聞いておりますし、それに向かっていろいろ検討を始めたばかりであります。

いろんな議論が実はございます。精華町と木津川市でやっておられます西部塵芥が新しくセンターを建てるんだったら、その中に組み入れていただくというのも一つの方法だろう。また、城南衛管という、宇治市にあるんですが、そういったところにも働きかける必要があるのではないかという話も出ております。そして、現在あります施設そのものは、まだまだ十分に使えますので、地元との再協定を結び直すというのも一つの方法だということで、いろんな案が出ている中で、現在、何がいいかという協議をこれから進めようというところでもあります。

これからの協議の中では、やはり先ほど大倉議員もおっしゃったコストをいかに下げてい

くかというところに焦点が集まってくるのではないかなとも思います。やはりそういった面では、もっといい何かがあればと私も考えるんですが、現在のところ、そういった状況の中で既存のところをお願いする。あるいは、新設のところと一緒に混ぜていただくという、相楽郡内で広域事務組合というのをつくっているんですが、その事務組合の中でもこういった協議がなされております。これは笠置町だけの問題ではなくて相楽郡内全域の問題になってくるだろうと私は思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） このごみの処理の問題は、今おっしゃったようにいろんな問題点が大きくあると思うんですけども、やはり早く町民に、3カ町村なり、木津川市とか、今おっしゃった城南管理組合とか、どうするかという協議をやはり早急に重ねていただければありがたいと思います。私も城南管理組合というのはどこか知りませんが、ちょっとチップ材をもらいに行こうと思って行ったら、「あんたは笠置町の人間やらあきません」と言われて、そのまま帰ってきたんですけども、チップ材は、あそこは9月、12月、3月の上旬ぐらいに3回、組合の方には有料か無料かはわかりませんが、袋を持って行ったらもらえるんですよ。私も畑の木の下に敷くのに草をもらいに行ったときには「あんたそこはあきません」と言われたんですけども、確かに今おっしゃったように城南管理組合も一つの方法だと思います。

いろんな方法論があると思いますが、早急に結論。そうでないと、今言ったように5年、6年というのはあつという間なんです。今おっしゃったように精華と木津川市と、これも協定ではたしか20年、とにかく精華町がもう老朽化になって早くしてほしいことで、やっと前の木津川市の鹿背山の場所にまた移転の話が上がってきているところです。どうか、そういう意味でいえば、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

それでは、ここに載っていますけれども、教育委員会の関係。例えば、ここに教育委員会の効果と課題と載っていましたが、教育センター、スクールバスなどの類似事業の統一化、連携の強化検討となっておりますけれども、この東部広域連合の条例を、これはこの前、東部連合へ行って借りてきたんですけども、見ていますと、和東町給食センター、南山城給食センターとありますけれども、笠置町にはありません。例えば、この給食センター、たまたまかしばさんが何年やられるかわかりませんが、あそこはもともと給食業務ですから、例えば保育所と小学校が一体になって、そこで給食をつくってもらうというのも一つの方法ではないかと思うんですけども、そういった方法。それも、例えば南山城も含め

て、かしばでやってもらうとか、そういった方法も、一つですよ、これはそのとおりせよというんじゃないですけども、先ほど言いましたように保育所にも17人しかおりません。小学校も今35人ですね。そういった給食なんていえば、かしばさんにやれば、すぐにできるんじゃないかと思うんです。

そして、私、南山城の給食センターのところに聞きましたら、あそこは保育所と小学校と笠置の中学校の給食を全部やっております。それで、あそこの小学校があつて、保育所があつて、老人のデイサービスがあつて、それから国道を渡って中学校があるわけですね。だから、保育所のところで給食センターでつくって車で中学校に運んでいるという、そういうなかなかうまいことをやっておられるんですけども、笠置町もひとつ保育所とか小学校の給食センター、統一というか、そんなをつくってやられたらいかがかなと。それは南山城も含めたらいいんですけども、そういう点はいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 全く新しい話をいただきました。給食センターというのは、和束町、南山城村、木津川市を含めて、全て給食センターでその調理をやっているようであります。やはり小学校あるいは保育園で独自に子供たちの健康に関する栄養等を含めて管理をいたしております。現在の形でやるべきかどうかというのも、少しいわゆる専門の知識のある方を含めて検討をさせていただければと思います。

確かに大倉議員おっしゃるように、給食センターでそういった給食が十分にできるとするならば、経済的な効果は非常に大きいかとも思います。そういったことも含めて、保護者あるいは教育関係者等も含めて、将来検討する必要があるかとも思います。南山城村は独自にやっておられますので、同じようにというわけにはいかないと私は思います。木津川市においても、加茂給食センター、木津給食センター、それぞれ分かれてやっておられるようであります。そういったことも将来ひとつ検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど言いましたように、相楽東部広域連合の規約によると、処理する事務、第4条でこういったことが書かれております。そして、相楽広域事務組合の規約はこういうふうに書かれております。余談ですけども、この相楽東部広域連合、私もこれは事務組合に入らせてもうて、本当にえらいこと書いてますなと思って、意気込んで最初の議会のときに行ったら、何のことはない、議会の要するにほとんどが廃棄物処理の関係、いわゆる大谷処理場にある



し尿関係の事業がほとんどで、それはほかにもありますけれども、私はここに注目をしておいたのは観光に関する事業であったので、こういったことを私は質問できるんじゃないかと思って、意気込んで行ったんですけれども、何か肩透かしになった感じなんです。この相楽広域事務組合というのは、木津川市長、精華町長、そして3カ町村、それから各議会の議長さん、本当にそうそうたるメンバーの会議なんですけれども、やっていることといえば、本当にし尿処理の関係。それだけではないんですよ。いろんなほかもあるけれども、こういったことを書いて、質問できるかなと思って行ったんですけれども、なかなかできなかった状況があります。

それはさておいて、その東部広域連合の規約の中でも、これは一番占めている予算が、先ほども言いましたように廃棄物の関係が大きいですね。それと、ここに別表第1に掲げる施設の及び管理に関する事務とあるんですけれども、この別表等を見れば、何かといえば、笠置児童館設置条例というのがあるわけですね。和束町にも児童館があるんですけれども、なぜ笠置町がこの条例に載って、和束町が何で載っていないのかと思えば、笠置町の場合は、これは教育的な要素があって、この条例でやって、和束は民生というか、そういう関連でこの条例をやっていないと。だから、教育委員会だからこの条例をやったというんですけれども、広域連合の中での当時のいきさつ、いろいろあるんですけれども、こういった児童館の整合性というか、それはいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 児童館がなぜ連合の中の教育委員会の中に含まれているかということがあります。児童館を利用される子供さん、小学校、中学生であります。放課後において、地域の子供たちのいわゆる補習的な勉強の場として提供するというこの意味から、教育委員会ということで、今現在、教育委員会の中に組み込まれているという状況であります。

利用者等については、ちょっと私、実数はつかんでおりませんので、わかりませんが、小学校あるいは中学校の子供さんたちが、放課後、児童館で補習という勉強をしているんだということ御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、若干この児童館とはニュアンス違うんですけれども、笠置町にも放課後児童健全育成事業運営要綱というのがあるわけですね。これもまた読めば、あれは児童福祉法か何かのでしたけれども、これは笠置町独自の育成事業ということで、法律に基づかないことが条例となっております。こういったことも、またニュアンスは違います

けれども、これと整合性を持って一本化できないかどうか。難しいかもわかりませんが、その辺はいかがですか。これも放課後事業というか、そういった児童の健全育成、これは小学校の生徒なんですけれども、その辺はいかがですか、整合性というか、検討の余地は。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 子供たちのいわゆる現在笠置町でやっております児童放課後クラブというのがございますが、そういったものも実はあるのはございます。現在の児童館の活動というのは、地域の中での子供たちの活動ということで一応限定はされております。しかし、地域外の子供たちもその中で勉強しているという実態もあります。そういったことで、それを一緒にやったらどうかという話ではありますが、これは、地域は地域の活動として、それから放課後クラブは住民課の活動としての意味があると思います。そういったことで、役所というのは縦割りかと、また言われるかもわかりませんが、いわゆる所管する課が違うということでもあります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

といいますのは、この表も町長にお渡ししてはいますが、小学校、現在35名、今6年生が12人。これが卒業すれば、もう来年は二十七、八人になるんですよ。そうすると、本当に地域地域とやって、この20人、5人ずつ平均で30人ですわ。だから、そういったことがまとまってできたら、本当にやってほしいなというのが私の願いです。

そして、この表を見ていただきたいんですけども、ことし笠置中学校、今25年度は87人、これはことしの笠置の小学校、13人卒業して、8人が入って、5人がよその中学校、笠置からは転出されて、8人しか入っていない数字です。そのように笠置の小学校も将来、26年度は今5年生が4人ですから、この方たちがそのまま笠置の中学校へ行っていただければいいんですけども、これもまたよそへ転出とかそういったことされたら、ますます笠置の中学校は人数が減ってくるわけですね。それで29年度は、これただ53となっていますけれども、笠置中学校、これももっとやっぱり減ると思うんですよ。本当に教育の関係は連合でどうあるべきかという議論をしっかりとやって、どうすべきかということ。統合するべきか、そういったことも含めて、議論をやっていただけたらありがたいなと思います。

時間がもう来ましたので、最後に、本当に愛情とか愛着だけでは地域は維持ができない状況になってきております。冒頭に言いましたように、第30次地方制度調査会で都道府県から管理下に置かれるようなことも書いております。この小さなまちというのが本当にあるべ

き姿というのをどうするべきかということはこの人口減少に突入した日本、道州制とかいろいろあります。それと地方自治体のあり方、そういったことを今本当に抜本的に見直す必要が認められております。今、安倍政権では、アベノミクスの3本の矢の経済成長、ひいては日本の再生を目指していますが、東部連合の広域連合、3カ町村の3本の矢ならぬ3本の首長さんが一緒に力を合わせて、何とかこういった過疎化の3カ町村をしっかりと見守っていただければありがたいと思います。これで質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。私は4点について一般質問をさせていただきます。

1点目、人口減少におけるまちづくりについて、質問、提案をいたします。

笠置町の人口も1,600人を割り、1,590人になりました。町総合計画における平成33年には人口1,400人とされておりませんが、このままではこの数字を割り込むことが必至の状況であります。どういう施策でこういう状況を打破していくのか、行政の手腕、センスが問われます。

人口減少は日本全体の問題であります。転入者などへの家賃助成や固定資産税の助成、新築資金の奨励金などの施策をたくさんの自治体がされ、何とか人口減を食い止めようとしております。町としても、こういう視察も大事であり、財源を鑑み進めていかなければいけません。人口の奪い合いのようになってしまい、このような施策の競争では財政力の強い自治体が有利になってしまいます。

私は今こそ原点を見つめ直すときと考えます。人口1,500人台になれば、一人一人の顔が見えてまいります。より細かな行政サービスが展開できます。また、今までは経済的、また物質的な豊かさを求めて、皆さん一生懸命がむしゃらに働いてまいりました。振り返りますと、むなしさをふと感じてしまう。心の豊かさが貧しくなったような感じがします。家族愛や地域愛も薄れてしまったことも否めません。

私は、こんな小さなまちだからこそ、インフラ整備が十分でもなく財政が乏しいまちでも一人一人が幸福感を感じてもらえる、そういう施策をこれからは展開すべきと考えます。決して経済力が豊かでないあのブータンが、世界一幸福感を感じる国として有名であり、国民

総幸福量政策を掲げ、国を挙げ、国民を挙げて取り組まれております。日本でも、このブータンの施策を取り入れ、住民の精神的な幸福度向上を目指し、現在、全国40の自治体に取り組まれております、お金ではない住民の幸福度向上のための政策の研究や指標づくり、情報交換するため、幸せリーグを結成されております。京都では、京丹後市が呼びかけ人になっておられます。ぜひ笠置でも一人一人の幸福度の向上を目指すリーグへの参加を考えるべきだと私は思うのですが、町長の御意見をお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。ただいま西村議員のほうから、東京都の荒川区の区長さんの発起人で始まった幸福リーグへの参加呼びかけの一つの提案として話をいただいたというぐあいに理解はしております。

御承知のとおり、先ほども話がありましたけれども、京都では京丹後市が同じ世話役として発起人で名を挙げられております。ただ、44ぐらいの加盟はされておりますけれども、どこを見ても市がほとんどではないのかなというぐあいに、私は調べたところ市が多かったように思いますし、それなりの財政規模のあるところかなというぐあいには認識しております。その中で、笠置町が入ることがどうなのかといえば、率直に申し上げまして時期尚早というぐあいには考えております。

と申し上げますのも、6月4日か5日だったと思いますけれども、初めての会合を持たれたように雑誌で拝見いたしました。そのときに、いろいろ目的、今後の方向づけ等が一定示されましたけれども、これからそのリーグの中でどのように各自自治体が切磋琢磨した中で幸福度を上げていくかという実現に向けては出発されようというように思っております。その中で、笠置町はそういうものを十分注視しながら、入るんじゃないしに、また笠置町として独自の考え方、幸福度を求めるやり方もあろうかなと思います。

一つの例を挙げれば、行政主体じゃなしに民間の方々が一緒になってまちを盛り上げていく、そういう方法もあるんじゃないかなと。今、求められているのはそういう部分であると私は考えております。いつも西村議員のほうからいろんな提案はしていただきますけれども、実際住民の方がどこまでそれを考えておられるか、その辺が一番、私は今のところまだ西村議員まで考えておられる方は少ないかなというぐあいに考えています。我々も含めて、まちを挙げて一緒に考えていくことは、同感はさせていただきたいと、そのように思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、原点は笠置町に住んでおられる1,590の方が笠置は心豊かで幸福感を感じていただけるまちづくりをしていくことが何よりも大切だと思っております。そういう思いを一人一人持っていただけたら、その思いを今度は外に向かって町のよさを発信していただけます。まちの大きなPRになり、ひいては転入者も迎えられると私は信じております。そういう家族愛や地域愛を育める施策を、幸福リーグに入る、入らないでなくても、まちづくりの指針にされるよう私はぜひ要望したいのですが、その辺。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの西村議員の質問であります。笠置町のあり方については、先ほど課長が答弁したとおりであります。

ただ、私は、笠置町、人口減少といいながら、笠置町なりのよさというのは、先般、中学校のある生徒さんの作文にも出ておりましたとおり、さりげない声かけ、そういったところに笠置町のよさがあるんだということをおっしゃっておられました。そこからしますと、私は、笠置町というのは人と人とのつながり、結びつきが非常に強い地域であるように思います。他町村に行きますと、隣は何をする人ぞというようなこともよく聞くわけですが、笠置町はそうではなくて、やはり民生委員を中心に地域のつながり、そういったものが非常に強い地域であるように私は考えます。

ただ、問題は、やはり今、国サイドでも経済あるいはエネルギーというのが問題になっているようであります。その一番の原因が、やはり経済の問題になってくるだろうと思います。笠置町におきましても、やはり特に小さい企業等については苦しい現状は変わらないと思うわけですが、そういった状況の中で、人と人との結びつきだけでは、やはり社会とは成り立っていかないと思います。そうしたいわゆる経済的なものを結びつけての幸福感というのは、それはやはり行政として責任を感じるべきであろうと思いますし、今後の大きな課題とさせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） そういうリーグ、発信される政策とか指標とか、笠置でも取り入れられるものがあるならば、そういうものも生かして、町民の皆さんの幸福度を向上できるような、そういう行政をぜひとも展開をしていただきたい。そのことをお願いしておきます。

次に、高齢化がますます進みます。高齢化比率40%を超えるのも時間の問題であります。元気な高齢者が多くおられるような、そういう施策も大事であり、その元気な高齢者の方に活躍していただけるような施策も大事であります。地産地消型の直売所や、また高齢者の農

家レストランなど、元気で活躍していただける場の提供もこれから考えていく必要があると考えております。高齢者に対するそういう施策の充実、どのようにお考えなのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問いただきました。笠置町の高齢化比率をにらんでの質問をいただいたと思います。おっしゃるとおり、高齢化になっても、元気なお年寄りの方が多いので、それぞれの働く場というんですか、生かす場が笠置町においてもあると思います。行政といたしましても、もしそういう場を提供することがありましたら、当然その辺は呼びかけてはいきたいと考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしくお願いをします。

笠置にはシルバー人材センターがございません。それにかわり得る元気な高齢者の方が要援護者の方をお世話するなどの介護ボランティア制度があります。元気な高齢者の方が活躍していただける制度であると思います。この制度の導入、どのようにお考えなのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問、介護ボランティア制度の導入ということですが、現状においては、介護保険制度のもとにヘルパーさんのほうでボランティアの業務のようなことを介護保険制度として成り立っているものでございまして、その下部組織のボランティア制度を導入ということについては、今現在検討しておりません。また、その必要が生じた場合は、再度また検討はさせていただきます。現状時点では検討はさせていただいておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） この制度を導入されている自治体が少しずつふえてきております。実際に介護をするんじゃなくて、介護施設の周辺の美化清掃とか、介助の準備とか、そういうことをされるように聞いておりますので、課長の言われたのは少し違うと思いますので、ぜひとも制度の検討をよろしくお願いをいたします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。先ほど言いましたのは行政の立場で申し上げましたので、ボランティアとして住民主体で立ち上げることについては全く拒んでおりませんの

で、その辺は誤解のないようによろしくお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 次に移ります。災害についてお聞きをします。

初めに、災害が起こったとき避難に援助が必要とされる要支援者に対する施策についてお聞きします。

私は、この件について毎回のように質問をさせていただいていますが、どうしても十分ではないと私は判断します。災害対策基本法が改正されようとしております。今、衆議院を通過し、参議院に送られております。近いうちに成立すると思いますが、施行はいつになるかわかりません。改正では要支援者に対する考え方が大きく変わります。要支援者の方の個人情報を避難支援などの実施に必要な限度で本人の意思とはかかわりなく目的外使用できるようになることです。国も今のままでは要支援者に対する施策は十分果たせないと判断をされ、改正されることですから、町としても要支援者に対する施策を一步前へ進めていただきたいと思います。

議事録を読みました。町としては、災害対策本部が設置されたときに、要支援者に対する個人情報を開示し、共有して避難援助していくと答弁されていると読み取りますが、それで間違いございませんか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、笠置町の現在制定しております個人情報に基づいて要配慮者名簿を取り扱わせていただいております。その取り扱いについては、1つは、災害対策本部の設置が一つの契機になるだろう。そればかりじゃございませんが、ということをお答弁させていただいたのは確かでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 有事のときの要支援者の方は何人おられるんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。現在、笠置町が整備しております要配慮者名簿の範囲と申しますか、それを御説明して人数を申し上げたいと思います。当然、介護認定者あるいは身体障害者の方等々入りますが、65歳以上の独居、それから65歳以上のみの世帯、この中には元気な方もおられます。ただ、要配慮者名簿として整理しておりますので、その辺を御承知の上、人数をお聞きいただいたらありがたいと思います。人数的には511人で

ございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長は511人とおっしゃられましたけれども、これは介護サービスを受けておられる方の人数ではないんですか。私は有事のときに援助を必要とされる要支援者の数は何人おられるかと聞いたんですけれども、511人ではありませんね。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。今言われた内容は範囲の問題で、もっと範囲を狭めるという意味になるのでしょうか。例えば介護認定を受けられる方はこの地区に何人やというふうな抽出も当然可能です。先ほど言わせていただいたのは、要配慮者名簿としてのマックス値というんですか、最大値の人数を言わせていただいたので、その中で抽出して提供することも可能ですし、ただ地区にこういう方が要配慮者でおられるという名簿全体を提供することも可能ですし、いろんな利用度があると思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 正直ちょっとわからないんですけれども、対策本部が立ち上がってから要支援者の方に誰が援助に行くなど話し合っては、私は遅いと思うんですよ。早期に、実際に援助に当たれるのは隣近所の方です。日常的に、この方は誰が援助に当たるのか、そういう個別計画を立てておく必要があると私はいつも言っております。

それぞれの自治体も、個人情報の壁があり、苦心をされておりますが、個人情報保護運営審議会の承認を得て、個人情報を共有されるとか、個人情報開示の新しい条例をつくられて、そういう壁をクリアして、具体的な個別計画を立てられて、そういう支援者に対する援助体制をつくられておる。そういう自治体がたくさんあるわけです。こういうまちづくりこそが私は一番大事だと思うんです。

新しい法律ができるまで、今の段階で可能なことは、要支援者の方に個人情報を共有していいですかという手挙げ方式と同意方式がございます。手挙げ方式ではなかなか進まないと聞いております。同意方式は拒否の意思がなければ同意となります。この同意方式を用いられて、個人情報を共有し、個別計画を立てられて、支援体制をできる限り万全に近くつくり上げていく。そういうまちづくりが私は必要かと思うんですが、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。今、西村議員がおっしゃられました内容が理想的な形というのは理解しているわけでございます。現実的には、今、笠置町がっております



のは、個人情報保護条例に基づきまして同一の実施機関内で個人情報を取得するという、第4条第2項の規定に基づいて取得しています。いわゆる手挙げ方式、それから同意方式関係なく、個人情報を実施機関、これは町長部局が一つの実施機関になるわけですが、そこで情報を共有してもよろしいですよという規定ですので、やっております。利用のほうも、そういう形で同一の実施機関で情報を共有しております。

それからあと、緊急やむを得ないというのは、これはもうどこの個人情報にもありまして、そのときには取得も使用もできるというふうな規定になっています。この規定の中で、現状の笠置町では、この緊急やむを得ない事情というのが一つの契機に、災害対策本部の設置であり、あるいは避難勧告というものも当然一つの使用の判断になってこようかと思えます。

具体的にまだ使用した例はございませんので、ほかにどういう契機があるかというのは、今具体例としては2つしか挙げられないわけですが、そういうことで規定をしております。議員がおっしゃったような形の事前に、例えば災害対策本部ができる前にもっと助けられるような計画をつくるという段階での整備は、現実的には整備できていないというのが現状でございます。その整備の必要性については別途協議が必要であろうかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長が答弁されたこと、それもわかります。でも、そこで踏みとどまるのか、それをまだ一步超えてそういう体制をつくり上げていくのか。それは行政側の判断だと思うんですけども、私はもっと踏み込んで、やっぱりそういう支援体制を立てていく。そういう行政で笠置はあるべきだと、私はそのように思います。

じゃ、課長、今の体制で有事や災害が起こったときに、本当にそういう要支援者の方に対する安否確認や早期の援助ができますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。災害避難につきましては、ちょっと所管課がまたがりますので、私の範囲では万全を期すことができるかというふうなお答えについては、ちょっと言い切ることはこの場では避けさせていただきますが、住民課所管としましては、要配慮者名簿の使用については、緊急時には滞りなく使用する。あと、平常時の使用については、今現在では、やはり個人情報保護条例のほうに優位に立っているというふうな認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 補足と言うては何ですけれども、ちょっと説明させていただきます。

住民課長が申しあげましたとおり、西村議員のおっしゃっていることは、理想というんですか、一番要配慮者を救う手だてとしてはすばらしいし、そうでなかったらあかんというのは、ここにいる全員が思っていると思うんですよ、実際。ただ、笠置町の行財政的な部分、また身の丈経営という部分があるんですよ、いろんな部分で。だから、一步踏み出すことも一つの方法です。だけど踏み出すに当たって、いろんな労力なり、もしかしたら財政も係ってくるかもわかりません。だから、初めからしないと言っているわけじゃないんですよ。今の状態で、何とか民生委員さん、また消防団等々、それで議会の議員の先生方も踏まえて活躍をしていただきたいと。

踏み出すのは行政です。また、踏み出す行政にもフォローしていただくのも住民だと私は認識しています。そういう観点で、検討はしますけれども、現状ではそういうことということで、住民課長が申しあげたとおりですので、そこはちょっと理解していただきたいというように思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 課長からも答弁いただきましたけれども、管轄の課がまたがるので、速やかな対応ができない。そういうふうなことも聞いたわけですが、そういうことはあってはならないわけですから、そういう有事のことが起これば、もう一致団結して、そんな壁も飛び越えて、要支援者、また弱者と言われる方の生命財産をどうやって守っていくかということで一致をして行動される。そういう体制であるべきだと私は思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

体制づくりとしまして、当然、災害等が発生すれば、対策本部なりを設置いたしまして、また、その危険度によっては班をふやしての体制、そして避難勧告、避難指示等が出た場合は、先ほども申しあげましたとおり、いろんな方々の協力を得た中で避難所への誘導等々、こういう部分について、確かにおっしゃるとおり訓練はできていません。この必要性は私も感じます。しかし、その訓練をするに当たっても、果たして今の行政だけでどこまでできるのか。やっぱりいろんな方々の協力を得ながらやっていかなければならないと思います。そういう訓練につきましても、先般、杉岡議員さんからもそういう部分の質問もいただきました。

た。これは、当町としましても一つの検討課題として今考えているところでございますので、そこはお互い縦割り行政じゃなしに横の連携を保った中で、そういう部分は考えているということだけ頭の中には入れていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

行政が一步踏み込んで、そういう取り組みをしていただくのであれば、住民の方は必ずそれを協力、または後押しをされると、私はそのように感じております。また質問するかもしれませんが、もう一步踏み込んだ施策、お願いをします。

町長、このことについて一言、町長からお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員の災害が起きた状況の中での要援護者、いわゆる要支援・要介護者等の対応についてということですが、私は、先ほどから課長が答えておりますとおり、やはり地域の方との連携というのが非常に重要になってくるのではないかなとも思います。

そういった面は、地域の防災計画の中でうたっていただいていると思いますし、やはり有事の際には、これがあるからこうしなければならない義務やとかそんなものじゃなくて、お互いに助け合う心。先ほど西村議員も、笠置はいいまちや、それなりの幸福感を味わえるまちなんやということをおっしゃっておられると思うんです。だから、笠置というのはそういうまちであるということを感じながら、私は防災面においても対応できればなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） また前向きな議論をよろしく願いしておきます。

以前にも、防災意識も高まるし、災害のときのリーダーにもなり、心強い存在になりますから、防災士の養成をと質問しましたが、行政としては、考えていない、個人で参加していただければありがたいという答弁をいただきました。

防災士になるには、ハードルも高いわけですが、今般、京都府災害ボランティアセンターが独自に研修プログラムをつくられて「防災人」を養成されております。研修は1日で、減災や救援のあり方などを学ぶとあります。町民の方から、また専門家までのプログラムを用意しておられるそうであります。

最近では、宇治市で市民向けの講義を開かれ、たくさんの防災人が誕生したと聞いており

ます。笠置でも、ぜひ防災意識を高めるため、また有事のときのリーダーになってもらうため、講習会を開いたらどうかと私は思うんですが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

いろいろな話を聞かせていただきましたので、今後検討させていただきます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく検討をお願いします。

町には避難所が11カ所設定されております。気になる答弁をお聞きするわけですが。笠置町は、このような地形の中で、どこが安全なのか危険なのか判断できにくい。避難場所の中には、土砂災害のレッドゾーンの中にあるところもあると言われております。避難場所で被害を受けては話にならないわけですが、そのときの状況に応じて、11カ所の中から今回はここへ避難してくださいと、そういうような指示をされるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

御指摘のとおり、確かに避難場所にはイエローゾーン、レッドゾーンという部分もあります。おっしゃったとおり、災害等の状況によって避難場所というのは、その地区にとどまらず、やっぱり例えば産業振興会館、いこいの館ぐらいでしたら安心ですので、そちらへの避難という誘導も当然考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） わかりました。

避難所について、福祉避難所は今デイサービスだけ1カ所になっております。人材の確保など問題もあるわけですが、トンネル東部側にも私は必要と思います。笠置会館を福祉避難所にされるよう私は提案をしたいんですけども、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） 笠置会館ということですので、私が答えさせていただきます。

もともと笠置会館というのは、隣保館として建設、運営されてきました。同対法が終了した時点で、周辺地域も含めた中での地域福祉や人権交流の開かれたコミュニティーセンターとしての活用ということで位置づけされております。

現在、避難所指定にはなっておりますが、議員のおっしゃっておられる福祉避難所に指定するためには、町の地域防災計画の改定の中で、デイサービスセンターと同じように福祉避

難所として指定されるための検討というものが必要になってきます。介護職員の配置とか、また同じく介護用品等の整備等が必要となりますので、その検討がなければ指定ができないということになると思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） 私は必要だと思いますので、そういうことを検討されて、それをクリアされて、ぜひとも福祉避難所にできますよう努力をお願いしたいです。

避難所について、もう一点お聞きします。

東日本大震災で被災された方が笠置に来られて、観光マップを見られて、避難所が書かれていないと指摘をされました。こういうことも大事で必要なことかと思えます。これからこれも課題にさせていただきたいと思うんですが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

観光パンフレットに避難場所ですね。確かにそういう部分についてはいろんなマップに載せるというのは必要というふうには同感はさせていただきます。ただ、観光マップというのは、今現在つくって間がないので、新たにつくるのは大変ですので、今後更新のときに検討はさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4 番（西村典夫君） よろしく対処お願いをします。

南海トラフ地震が起きると、笠置町では震度 7、家屋の倒壊 3 割以上と想定をされています。一時的な避難で済めばよいのですが、寝泊まりをしなければいけない状況も発生しかねません。そういうときは小学校の体育館などを利用されると思うのですが、問題は電気と蓄電であります。今、国は学校の太陽光発電設置に当たって 50% の補助をされております。蓄電池の件もありますが、節電、また災害時のためにも小学校への太陽光電池を考えるべきではと私は思うんですが、町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 小学校に太陽光発電ということであります。

平成 23 年度、24 年度において、使い勝手のいい国の交付金等で、他の市町村では太陽光発電の装置をされたようであります。当町においては、ほかの整備に活用させていただいたという経緯があります。現在、笠置小学校で太陽光発電というのは、今のところ考えてはおりません。

ただ、太陽光発電というのは、体育館の屋根に簡単につけたらいいというものではないそうです。お聞きをいたしますと、やはりかなりの重量があるそうであります。それに耐え得る建物でなければならないということも聞いております。そういったことも含めて、太陽光発電、本当にこれから必要になってこようかとも思いますが、ちょっと慎重に考えてまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 慎重に検討されると答弁いただきました。私は、災害が起きて、小学校体育館などを利用して寝泊りをしなければならない状況が発生するかもしれない、そういうために太陽光電池を考えてはどうかという意味で提案しておりますので、ぜひとも積極的な考え方で取り組んでいただきたいと思います。

小学校の備蓄はどのような状況ですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。小学校に備蓄品があるかないかという質問ですね。

現在のところ、小学校には置いていません。ただ、今現在のところ、産業振興会館と小学校の近くのスマイルセンター、あそこに備蓄用品は置いてあります。それで、いざ何かあった場合は、そちらのほうから各避難場所等々へは配送はさせていただきたいと思っています。

それともう一点、今後、9月の補正ぐらいには備蓄用品をまた新たに提案させていただいた中で、できる限り多くの部分はそろえていきたいなとは思っております。その際に、できればまた小学校に置くというのも一つの方法はあります。ただ、その際は、また教育委員会の連合と協議をしなければなりませんので、今のところは私の考えということでお聞き願いたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく願いしておきます。

続いて、観光について質問、提案をさせていただきます。

1点目は、桜まつりのあり方であります。桜は、笠置の観光の中心となっております。その祭りですから、行政主導ではなく、関係団体と実行委員会のようなものを立ち上げ、よりにぎやかに笠置を、また笠置の桜をPRできるような祭りにしていくべきと私は考えますが、町長、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 桜につきましては、笠置町のまずシンボルであるということは間違いが

ございません。全国桜100選にも選ばれている状況の中で、少し桜の本数も少なくなってきたかなということで、花いっぱい委員会が中心になられて、現在、桜の植樹等も行われているところでございます。何年か後には、やはり昔の笠置の桜が再現されるであろうと、大きな期待を持っているところでございます。これからの桜の植樹あるいは保全につきましても、皆さん方の御協力をいただければありがたいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 吉野へ行きますと、桜に名札がぶら下がっているのをたくさん見かけます。桜のオーナー制であります。北海道から九州までまたがっております。オーナーになりますと、代がかわっても訪れて桜を見に行こうという気になります。桜や笠置に愛着を持っていただくすごくいいことだと思います。桜まつりの日に、花いっぱい委員会や保全チームの皆さんの協力をいただいて、笠置の桜のオーナーになってくださいと。そういうようなコーナーをつくられて、そういう呼びかけをぜひしていただきたいと思うんですが、その辺お考えはどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 桜まつりの充実をということで、あるいはまた桜のオーナー制度ということをお質問いただいているわけですが、町も当然そういった桜まつりの充実を目指していかなければならないわけですが、観光協会あるいは商工会の観光部とも含めて今後はそういった事業を進めることができればなと思うわけであります。

やはりオーナー制度ということになってきますと、その方法等もいろいろ検討しなければならぬと思います。そういったことで、観光協会あるいは商工会観光部ともこれから綿密な打ち合わせをしてまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしくお願ひします。

今、桜のことで出ておりますので、町長、桜の寄附の話の件ですが、町の中の雰囲気は、もういただいてないやろうという雰囲気になっているんですが、町長、現実はどういう状況ですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 1億円の寄附に関してのことだと思います。現在の段階では棚上げになっている状況でございます。しかし、それがだめだとも、ありますよとも、現在のところ返答はございません。ただ、これからやはり花いっぱい委員会等も含めて、できれば寄附者の

方をお願いすることができればなと思っっているんですが、現在棚上げという状況であります。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、町長から棚上げという答弁をいただいたわけですがけれども、今、花いっぱい委員会や保全チームの方が頑張っていておられます。そういう資料とか写真とか、できるだけ本人に送って、こういうことをやっておりますということを知らせて、また粘り強く働きかけていただいて、ぜひとも復活を私はお願いしておきたいと思ひます。

次に、以前にもお聞きしたことですが、変わりありませんので、再度お聞きします。

笠置を利用してイベントを開催していただいている団体、グループがござひます。岩登りのボルダリングの会、ハーレーの会、トライアスロンの会などです。岩登りの会の皆さんは、80名ほど、年2回、地元の有志の方々と清掃奉仕もしていただいております。トライアスロンの会の皆さんは、いこいの館がゴールで、200名ほどの方がいこいを利用していただいております。ハーレーの会の皆様も地元との交流を要望されておられます。

私は、これほどありがたい話はないと思ひますよ。町として歓迎されて、いつまでも笠置を利用していただける気持ち、必要ではありませんか。ゴール地点にせめて湯茶ぐらいの接待、町長、できませんか。清掃奉仕していただくとき、挨拶ぐらい来られるべきではありませんか。観光と言ひながら大事なものをおろそかにされておられませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

歓迎をされるべきではありませんか。大歓迎します。しかし、西村議員から私のほうに電話があるのは、今来ておられますので、町長、出てきて歓迎の挨拶をしてください。そういう電話であります。何回もその電話が西村議員からありました。事前にそんな話は全く私のところには通じておりません。私もやはり日曜祭日は個人的な用事もあるから、それは出かけます。出かけた状態の中で、そんなこと言われましても対応のできそうなはずがない。それだったら、わかっているんだったら西村議員から前もってそれは言われるべきです。また私は何でこういうことかという、非常に残念な思ひ。観光協会にも商工会にも町にもそんな話が全くない状況の中で、西村議員一人だけが御存じや。それはそれでいいとして。それならば、西村議員からもっと商工会なり観光協会なり町なりに事前に打ち合わせをされるべきではないのか。私は逆にそれを言ひたい。

だから、我々とすれば、非常に人が多く集まってきていただける。そういったイベントというのは、清掃活動とかいろいろなことをやっただいておられるということを聞くんですが、



私は事前にそんな話は全く聞いていない。事後の中において、掃除をしましたよとかそういったことを言われましても、やりようがないわけであります。私どもも企画観光課という一つの部署を置いて、そういったところに対応すべく万全の態勢で臨んでいるはずですが、そういったことは事前におっしゃっていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） こういう話は、担当課の企画観光課に事前に申し入れていると、知らせてあるということをお聞きしておるわけですから、私はこういうことを言っております。そうですね、課長。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 私のほうには、そういった事前に話をしたということはありません。でも、昨年でしたか、西村議員のほうから、ボルダリングの方が掃除をされるから、される前の日であったかな、そういうことがあるということで連絡をいただきました。そのときにつきましては、うちの行事、たしか夏まつりか何かの行事があったんですけれども、私もその行事に当然出席している。その中で時間を割いて、いこいの割引券を持って、代表の方だけにございますけれども、挨拶をしたこともございます。しかしながら、前もって連絡等をその団体からうちのほうは受けておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 誤解はあったかもしれませんが、こういうことをされているということだけは知りおいていただきたいと思います。

私は、これらの方々の活動をより理解され、行政はもちろん町民としても歓迎をして、それぞれの団体の活動のメッカと笠置が定着できれば、全国的にも発信できるようになります。夢があって、私はすばらしいことだと思いますので、ぜひそういう思いを表に出して、これからしていただきたい。そのことをお願いいたします。

次に移ります。少子化も大きな問題になっております。結婚されない若い人たちがふえていることも原因になっております。そういう傾向は笠置にも生じております。最近、ツイッターやメールなどのやりとりで、生身のつき合いが希薄になってしまってきて、なかなか交際までいけないと分析をされております。こういう流れの中で、自治体が男女の出会いの場を企画され開催をされているところがふえてきております。めでたくゴールされたカップルも生まれていると報告をされております。行政がされることですから、安心感が生まれ、参加者も多いと聞いております。

私は、笠置でも夏まつりや鍋グランプリ、もみじ・桜まつりなどに便乗して、若者との出会いの場を企画されたいと思います。商工会青年部、青年団、またほかにも青年部があると思います。それらの方々と相談をされ、イベントを利用して若い人たちの出会いの場を企画されたいと思うんですが、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員の婚活という、この質問に対しては、以前から私はお答えをさせていただいております。その答えには全く変わりはありません。

行政でやる婚活等については、例えば農村人口の後継者がいなくなったから、自治体でいわゆる取材をしながら婚活をやっていくという、そういったことはこの近隣でもやっておられるのを聞きました。ただ、笠置の場合、じゃ、出会いの場がないのかというと、若い人たちの出会いの場というのは非常に多い。しかし、高齢になっても結婚されないという方もあるのはあります。それは、場がないのではなくて、自分の意志で結婚されないのではないかなと私は思います。

ただ、そういったいわゆるイベントの輪の中で、これからそういった新しい取り組みをしていくのも一つの方法ではないかなとも思います。しかし、それを行政がやらなければいけないのか。西村議員のような有志の方が、その場を利用してやられるというのは、私は大いに結構かとも思います。やはりそういったところで気のつかれた方、有志でそういったこともやっていただければ、我々も全面的に協力はさせていただけると思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、あえて婚活という言葉は使わなかったんですけども、そういうかた苦しいことじゃなくて、若い方々が集まれる、そういう場を考えたらどうかということで提案をいたしました。ぜひともそういうこともこれから考えていただきたいと思います。

観光ともつながりますので、町長にお願いがあるんですけども、この前の日曜日に私たちの同窓会がございました。今回の幹事の方は奈良でされました。私は、何が何でも笠置でやってほしいという気持ちも持っておるんですけども、交通の便だとかを考えられて奈良にされたわけですけども、どうしても笠置でやってほしい気持ちが強いわけですよ。町長、同窓会を笠置でしていただいて、Uターンを促して、外に出ておられる方も笠置にまた来ていただいて、またよさを再発見してもらうように、同窓会に対する補助などを考えられることはございませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置小学校・中学校御出身の方は、やはり同窓会というのを楽しみに皆お待ちで、同窓会をやられたときには、ほとんどの方が出席されるのではないかなとも思います。私どもも、やはり笠置出身ですので、笠置で何回か同窓会をやった経緯もあります。しかし、毎回笠置でというわけにもいきませんので、南山城村へ行ったり、あるいは奈良のほうへ行ったりということで、ころころ開催地が変わっているという状況であります。

その中で、どうしても笠置でやってほしいから、補助金を出すからやってくださいよという。どうでしょうか。私は、そうしましょうかとはなかなか言えません。同窓会をやられる幹事の方には、やはり何らかの目的があって、開催地を決められるということだと思います。その中で、笠置で補助金を出すからやってください。ちょっと今のところ返事をしかねます。そういうことで、西村議員の意見は参考の意見として聞かせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 補助といっても、そんな大きな補助を出してあげなさいという気持ちは全くございません。新聞とか雑誌とかでも、そういうことをやっておられる自治体があるように聞いております。ぜひとも、そういうやっておられる方の制度を参考にされて、取り入れられるものならば考えていただきたいと思います。

最後に、いこいの館について質問いたします。時間が迫っておりますので、全部はできないと思います。

今回の契約は、3年後見直しとあります。将来、いこいの館をどうしていくのか、そういう展望が私は必要と思います。このまま存続できればいいのですが、限界が来るかもしれません。

今回、いこいの館を指定管理にするべく模索もされました。また、将来、目的外に特養ホームにしてはとか、庁舎にしてはとかの意見もいろいろ出されております。いろんな面で壁になるのが有限会社わかさぎであり、わかさぎの財産であります。わかさぎの財産を町財産にしていけば、指定管理や直営、また目的外利用、また売却するにしても、やりやすくなります。以上の点で、私は、わかさぎの財産を徐々に町に移し、わかさぎをなくしていくべきではないかと考えております。町長の将来のいこいの館の姿、どのようにお考えなのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 有限会社わかさぎというのは、邪魔な存在であるということをおっしゃっておられるように思います。私は決してそうではないと思います。先ほど西村議員から、

目的外使用ができるとおっしゃいました。適化法という法律のもとで建設されているいこいの館であります。目的外使用は今のところできません。ただ、いわゆる償還金を全て繰上償還といういろいろな条件をクリアしていければ、それもできるということではありますが、現在の笠置町の財政状況において、それもできませんので、目的外使用は不可能と考えていただいて結構かと思います。ただ、現在の三セクを指定管理にかえていくという方向は、それはあってもしかりだと思います。

議員の皆さん方にも御説明しておりますとおり、有限会社わかさぎの資産が解消というんですか、なくすことができれば、町でそれを買上げるなり、有限会社わかさぎの資産がなくなってしまうと、指定管理もそれができるんだということを申しております。しかしながら、指定管理にしる、第3セクターにしる、私は、その後、民間に業務をお願いするという、この行為は全く変わってはこないと思います。

ただ、有限会社わかさぎと笠置町の資産が同時にあるということは、やはり後々いろいろないきさつというんですか、交差するようでは困りますので、一つにまとめるという話も私はいいのではないかなと思います。それは、これからまた9月補正になるかとも思いますが、いこいの館のいわゆる清算に係ります費用について、皆さん方と議論を交わしていきたいと思っておりますので、その節にもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 目的外使用についてですけれども、私はもっと将来を見据えてのいこいのあり方を考えていくべきだと提案をいたしました。いこいの館の償還は、あと3年か4年で終わると聞いております。私は、それ以後のいこいのあり方の展望を持っていかなければならないということをおっしゃるわけですから、償還期限が終わった後、目的外使用も可能となるわけですから、そういうことも踏まえて展望を持ってやっていく。そういうことが必要だと私は言っております。

わかさぎの大きな財産の一つに、例えばゲートボール場がございます。固定資産税や法人税もかかっております。町財産になれば、必要なくなっていくと思います。

私は、9月議会に予定されておりますいこいの館への支出金、補填ではなく、わかさぎの財産を一部町が買い取る。そういう形でお金を出されるべきではないかと考えているんですが、町長、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 有限会社わかさぎというのは民間であります。民間で持っている資産等

については、当然固定資産税がかかってまいります。その固定資産税は、よそへ行くわけではありませので、笠置町のほうに入ってまいるわけでありませ。

そして、あとのいわゆるいこいの清算問題について、また9月議会で御議論をいただくわけでありませが、出した分だけ、いわゆる有限会社わかさぎの持っている資産を買い取るといふ形でやって、いこいの館の資産をゼロにしたらどうかということをおっしゃっておられるわけでありませ。そのことについては、また皆さん方から御意見をお聞きしながら決めてまいるたいと、そんなふうに思ひませ。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私の言ひませことままた一つの提案かと思ひませ。いろいろな意見を酌み上げられて、ベストの形でいこいの館のあり方を模索していただきたいと思ひませ。私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 続ひませして、5番議員、瀧口一弥君の発言を許ひませ。

5番（瀧口一弥君） 5番議員、瀧口です。

私は2点について質問並びに提案をさせていただきます。

まず1点でございます。切山地域の地すべり対策についての質問並びに提案並びに要望させていただきます。

現在において、その効果は上がっているのか。昔の写真ですね、昭和60年代の写真と、それから10年以降撮った写真と見比べてみますと、もうその写真も10年以上になるんですけれども、山が大分前へせり出しているように見受けられます。

それから、工事を始められて10年ぐらいたつと思ひませんですが、その後の経過はどのようなものか、また効果は上がっておるのかということをお聞きしたいと思ひませ。

そして、ことしちょっとひでりが長かったものなので、あそこに井戸を掘ったり、深い水路をつくっていますね。その水路が深いから、農業用水のほうは、その水路から使われておるのか、はたまたほかに何かどこか違う水路からとっておるのか。その点もお聞きしたいと思ひませるので、説明のほうよろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。切山の地すべり対策事業についての御質問にお答えいたします。

京都府が実施しております切山の地すべり対策事業ですが、平成14年度から現在の事業は着手されまひませして現在に至っております。工事の内容は、以前にも申し上げましたが、地す

べりの原因となっています地下水を抜くための井戸なんですけれども、それと、その井戸の中のボーリングが主なものでございます。集水井というのが16基現在計画されておりまして、今までに13基が完成して、残りあと3基という計画になっております。

対策の効果が上がっているかという御質問ですが、これも京都府に確認いたしましたところをお答えしたいと思いますけれども、効果というのが数字的に力学的な解析をして出している数字なので、細かいところまでは私どももわからないところがございますが、まず安全率というあらわし方をしているということで、着手前、地下の斜面のすべりの安全率が微妙に動いているということで0.98というような設定をされ、その安全率を1.2まで上げるという目標でこの事業が進められているということです。

先ほど申し上げましたけれども、13基分が完成して、残り3基という時点で、初めの0.98が現在1.177まで上がっているということで、この安全率の向上幅といいますか、上がり幅は、目標を設定されているところの現在は89%までに至っているということでございます。これにつきましては、毎年、地下水位の計測とか地盤の伸縮計、パイプのひずみ計などいろんな観測をされていまして、現在もこの6月から秋にかけて地盤の計測をやっておられるところです。先ほどおっしゃいましたように、全体の大きな話はちょっとわからないところがございますが、少なくともこの毎年の計測によりまして、その結果によりますと地盤の顕著な動きなどは見られていないということでございます。

それともう一つ、井戸の水ということで農業用水の話がございましたが、井戸のほうはかなり地下水の深いところで掘っていまして、現在の田んぼの農業用水ですが、溪流の水を使っております。その井戸に地下水を下げるという行為でございますが、表流水につきましては、表面を流れている井出というのか、水路がございますので、それから引けるようになっております。ことしにつきましては、ひでりという影響で水が少ないという話は切山以外のところでも聞いておりますので、それとはまた別かなと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

続いて、その問題ですけれども、工事はあと3基を残して完成だという予定ですけれども、あとそれは何年ぐらいかかるのか。

それからまた、町とは関係ないと思いますけれども、年間どれぐらいの費用がかかっておるのか。また、費用は主にどこどこが負担しておるのか。ちょっとわからん部分がありますので、またテレビを通じて説明していただいたら結構かと思いますので、よろしくお願

いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの工事の予定ということで、これも京都府のほうに聞いたところでございますが、工事の予定があと3基と、その3基を掘るための工事用道路ということで町道の改良工事がございます。それで、合わせましてあと三、四年かかるという返事をいただいております。

それから、費用なんですけど、年間と言われたかもしれませんが、全体の事業ということで約14億円ということでスタートしているということで、現在までに約11億5,000万円の事業が完了しているということでございます。それと、先ほどもおっしゃいましたが、費用につきましては町が全く負担はしておりません。京都府が国の補助金を受けて実施していただけるということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ありがとうございます。説明を受けたわけですが、後々の要望といたしまして、三、四年で終わるといってございすけれども、地元の住民の皆さんや有識者の意見はできるだけ取り上げていただきまして、あとの憂いのないように対策をとっていただきたい。このように思っております。この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、木津川の水質問題についてお尋ねいたします。

近年、木津川本流でも、また支流においても、小魚が大変少なくなって、あんまり見かけんようになったと。私も確認しておりますが、住民の皆さん、漁業組合の皆さんも言っておられます。

木津川漁業組合でも毎年アユを放流しておられますが、これも育つ数も少なく、余り大きくならないようです。もちろん繁殖している外来魚等のせいでもあろうかと考えられますが、しかし、ここで何人もの木津川漁業組合の方にお聞きした話なんですけれども、上流に高山ダムがあると。その高山ダムに長年堆積したヘドロ等を攪拌して流すためにポンプ8基入れておると。これで高山ダムの水を攪拌して、そのヘドロを巻き上げて下流に放出していると。そのために水が常に濁って富栄養化になり、魚がとれないんだという説明を何人の方にも聞かせていただきました。

私たち笠置町住民は水道水を木津川からとっているわけではありませんが、下流の市町村では木津川の水をとって使用されておられます。目の前を流れる木津川の水質が悪化してい

るのではないかと心配しております。町としては、独自で水質検査や、また川を汚さない啓発事業をなさっておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの木津川の水質の件についての御質問でございますが、御承知のとおり、町が常時直轄で監視している河川ではございませんので、水質検査も町独自としてはやっておりませんし、あと啓発事業につきましては、間接的ではございますが、合併浄化槽の推進等々で水質の悪化を防ぐ事業をやっております。直接的には実施していません。

それとあと、御承知の木津川を美しくする会という行政との協力機関として、さまざまな美化活動や啓発看板の設置などを行っている状況でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

わかりました。町としては水質検査をやっておられないと。

それでは、質問をさせていただきます。

水質検査をどこでやっておられるのか。それは府1カ所だけなのか、国でもやっておられるのか。どこでやっておられるのかということをお聞きしたいのと、水質検査の項目ですね。例えば毒素、細菌、酸性度、アルカリ度、透明度とそのほかにもいろいろあると思いますけれども、どのような検査項目でやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。木津川の水質検査につきましては、国土交通省がポイントポイントでやっておられまして、私のほうも全点どこかというのはまだ調べているわけではございませんが、一番近いところで北大河原の笹瀬橋という月ヶ瀬口の近くのところの計測結果が国土交通省のホームページで公開されております。また、下流についても同様のところがあるはずでございます。あと、補足でございますが、町の水質検査としてやっておりますのは、布目川と打滝川というのを1箇所ずつ毎年1回やっておりまして、これは最近ようやくホームページで掲載させていただいたところでございます。

検査項目もどういうものがあるかということでございますが、これはもうさまざまございまして、一般的には、よく言われますpH、それから専門用語で申しわけございませんが、BOD、COD、それから浮遊物質量、それから大腸菌群数、全リン、全窒素というふうなものが一般的にやられるんですが、そのほかにやはり有機化合物の個々の検出検査等々があ



ろうかと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

pHと有機化合物だけはわかったんですが、あとちょっとわかりにくい項目があったので、こういう検査結果はどこかにホームページ以外に載っていることってないんですかね。昔、昭和の50年代に、木津川は水質が大変悪いというので、よく島ヶ原、南山城村、笠置とかで水質検査があって、新聞紙上などで公表されたことがあったんですけども、このごろほとんど見かけられないので、できたら、危ないものだけでも結構ですので、できる範囲内で公表できたらありがたいかと思います。

続きまして、水質問題ですけれども、先ほど高山ダムのたまったヘドロの攪拌によって水が汚れてきているのではないかという指摘もありましたが、これは漁業組合の方の指摘なんですけれども、私が思いますには、農薬、化学肥料等の川への流出、また家庭排水、次に工場排水、それから産業廃棄物処理場跡地からの漏水、いろんな複雑な問題が絡んで木津川の水質汚染につながっている問題があると思いますけれども、それらの調査をもうちょっときめ細かく、何とか飲料水、下流の方も使っておられるのだから、上流のほうで責任持って、この箇所、この箇所、この箇所、また支流から木津川へ流れ込んでおる支川の水質検査等も含めて、よりきめ細かく府とか国、国といえば国土交通省ですね。府のほうは、これは全然タッチなさっておられないことなんですか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。まず最初に、高山ダムの堆積物の攪乱放流というんですか、そういうことについて、若干こちらのほうも聞き取り調査をしましたところ、やはり双方に、行政は行政の言い分がございまして、今から申し上げますのは、あくまで高山ダムの見解です。行政のほうもそういう立場をとっておりますが、若干説明させていただきます。

言われるような行為は2種類ある。1つは、曝気循環設備といいまして、空中に微生物を攪拌して有機物を分解させるために空気を送り続ける。その行為がある。それからもう一つは、フラッシュ放流といいまして、これは下流河川の環境の改善のためにやるんだと。本当は砂、小石をまぜて、強い放流をして小石の藻などを取って環境をよくしていくという行為なんです。高山ダムについては小石も砂も入れていない。ただ単に、ちょっと水圧の強い放流をやっていると。この2つについて、いずれも議員のおっしゃられているような長年滞った堆

積物、ヘドロを攪拌して下流に放出するというふうなことではないと。それは多少空気を入れますので、攪拌しますけれども、中の堆積物まで攪拌することはしていないというふうな説明をされていまして、そこはまずちょっと紹介でございますが、させておいていただきます。

それと、もっと詳細な項目をして、そういうことを公表するなり啓発するなりに取り組めないかということでございますが、これは笠置町だけでは当然効果がないもので、もう承知のことでございますが、当然、国・府に要望することになるかと思えます。単独ということでは、まず効果が上がりませんので、取り組むにしても広域的な取り組みが肝要というふうなことを考えております。今の現状の行政の取り組みは、そういう見解だけということで、説明に終わらせていただきます。

それとあと、府は関係ないのかということでございますが、あくまで一次管理者というんですか、一級河川でも直轄河川、それから府知事が移管を受けている知事の管理河川というのがございます。木津川は、あくまで国が管理している直轄河川で、ちなみに布目、打滝なんかは、府が管理している一級河川というふうな分類になるかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

支川については府が管理しておると。確かに木津川本流やなしに木津川へ流れ込む支川がたくさんあります。たくさんある川も、京都府並びに奈良県、三重県と、いろんな県を経て木津川へ流れ込んでおる水があります。そうした水、木津川本流の中に産業廃棄物の捨て場が近くにあるかという、そうでもなしに結構支流の上流のほうに産業廃棄物等の廃棄処分跡地、これがございます。それも京都府内にあれば京都府に頼んで何とかなるけれども、これが、処理地が奈良県と京都府にまたがっておるか、三重県と京都府にまたがっておるか、業者はそういう地点を利用してやってくると思うんですけれども、そういうところに産業廃棄物の跡地とかがたくさんございます。そういうところを調査、並びに工場排水も含めてですけれども、そういう排水が流れ込まないようにどのようにしてこれからとめるかという、そういう方策ですね。それからまた、今後そういう産業廃棄物並びに工場排水等の汚濁物質が川へ流れてきたら、どのように取り締まったらいいのか。そういう観点も、もちろん町ではできないことだと思いますけれども、ひとつ提案なさって、奈良県並びに三重県とも連携して、そういう水を汚さない運動をこれからもっと上流にも下流にも広げていただくこ

とをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時40分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

6番議員、石田春子君の発言を許します。

6番（石田春子君） 6番、石田です。3点ほどお聞きします。

過疎地域の解消に向けての取り組みについて。

過疎地域の指定の要因はどんなものか。また、町として過疎地域脱却のためどんな施策を講じられているのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの石田議員の過疎地域の解消に向けての取り組み等について答弁させていただきます。

まず1点目、過疎地域の指定の要因はどんなものがあるかということでございます。

笠置町の過疎指定の要因としましては、国勢調査の結果による人口でございます。これは、昭和35年の人口と平成17年の国勢調査の人口を比較しまして、それが0.33以上減少しているということであれば、過疎地域の指定を受けることができます。これがいわゆる45年間の人口減少率です。これは国の過疎地域自立促進特別措置法では0.33以上ということで、当町の場合は0.39ですので、要因になっております。

もう一点、先ほど言いました45年人口比率が0.28以上で、なおかつ国勢調査の17年の人口、要は高齢化比率、65歳以上の比率が0.29以上であれば、過疎指定を受けられるということで、笠置町の場合は0.33。この2つとも、クリアという言い方は悪いですが、なっております。

それともう一点、過疎地域脱却のためにどのような施策を講じているかという部分でございます。

これは幅広く、町長のほうがいつも申し上げておりますとおり、いろんな分野での方針を立てております。その中で、過疎地域があるからこそ一つの恩恵として過疎債という起債が発行できる。これは今、ハード事業だけじゃなしにソフト事業にも発行できるということで、当町はその過疎債を十分活用させていただいた中で、脱却を図っていくということに取り組んでおります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

ちょっとこの前も聞きましたんですけども、空き家対策につきまして、区長等に協力していただいて調査をなさいましたね。その空き家対策の調査の結果を報告願えますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。空き家対策につきまして、現在の状況を御報告させていただきます。

まず、経過につきましては、石田議員がおっしゃいましたように区長さんの協力を得て、町内全域の空き家を確認いたしました。若干漏れ落ちがあるところもあるかもしれませんが、ほとんど確認を区長さんがついてさせていただきました。そして、町のほうに空き家バンクという形で登録してくださいというお知らせをする中で、当初2件の方に登録いただきました。そして、そのうちの1件は30代の御夫婦の方がお住まいでございます。そして、その後、また1件登録いただいております、現在2件の登録となっております。そういう状況でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

いつも言うておりますけれども、類似自治体と、同じような町と協定を結ばれて、互いに話し合いをして、そういうことをなさってはどうですか。この前に、最近、伊根町から和束町にいられて、町長と議員と職員といろいろ協定を持たれて、もし災害が起きたときでも協力するというような話し合いがなされたそうですけれども、笠置町も同じ大体の町を見計らって、いろいろな協定をなさったらどうかなと思いますけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをさせていただきます。

過疎地域の指定の脱却方法の一つとして、いわゆる振興策をとということをおっしゃっておられるのかと私は思います。空き家も、それから他の市町村との協定を結びながら振興策というの、一つの方法かとも思います。私は、やはり現在の笠置町にとって、過疎対策法における過疎指定、これは現在のところなくてはならないものであるという解釈をしております。事業の7割が交付金で返ってくるという、非常に我々にとっては本当にありがたい政策の一つであります。

和束町も昨年、過疎指定を受けられました。これは何かというと、やはり事業を広く展開

していきたいという思いでやられたものであります。現実にも、例えば消防自動車を買うにいたしましても、今回の消防のデジタル化にしましても、過疎債を使わせていただいております。

それから、先ほど伊根町と和束町の協定と申されましたが、協定になっているのか何かわかりませんが、これは景観を目的としたお互いの話し合いだということをお束町長はおっしゃっておられました。伊根町は名勝百選の指定を受けています。和束町もお茶畑でその指定を受けたいという思いから、伊根町と交流をされたということも聞いております。

私どもも、そういったお互いの自治体の協定ではございませんが、例えば同志社大学等含めて、いろいろ協定を結びながら御指導を受けているところでございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

過疎高齢化、共通する課題解決への糸口を探り、地域活性化を図ってはどうかと思えますけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町の現状の中から活性化を図っていく。非常に難しい話だと思います。例えば、いろいろ問題になっておりますいこいの館にいたしましても、我々非常に貴重な財産だと考えております。こういった現在ある資産、笠置町の持っているいいところをこれから探りながら、町の活性化に向けて事業を進めていきたいと考えております。

やはり笠置町も、農地が減少しているわけではございませんが、荒廃化している現状の中で、そういった残された財産をいかに有効に使っていくかということを考えながら、これから町の活性化を図っていきたいと考えます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。次に移ります。

職員の定数についてお尋ねします。

6月4日の新聞に載っておりましたけれども、1,600人を割ったように載っておりましたが、人口3,000人に対して職員が何名と決まったように、私は平成8年から議員になってはいますが、そのときぐらいに聞いたように思っておりますけれども、今は職員は何名おられますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

現在の職員数は、平成25年4月1日現在で46名でございます。

それともう一点、人口に応じた職員数ということで、今、石田議員さんから話がありましたけれども、私の勉強不足かも知れませんが、私のほうでは人口に対して何人というのはちょっと頭の中にはないんです。逆に一つの指標としまして、職員1人当たりに対して人口が何千人と。こういう指標は決算統計上あるんです。その辺だけしか私はわかりません。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 前には人口3,000人に対して職員は何名と決まっていたようです、平成8年ごろだと思いますけれども。そうしたら、今は職員数も半分になっておりますし、コンピューターの時代ですので、平成8年ごろの職員とえらい変わっておりませんね、今は。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

ちょっと私の持っている資料が、新しいと言ったら失礼でございますけれども、平成17年の職員数は51名ございました。そのときに、総務省のほうから地方公務員の集中改革プランということで、平成17年度から27年度まで10%の削減ということで当町も取り組みました。すなわち10%で5名を削減して46名ということで、現在もその46名で推移をしているところでございます。

なお、事務の一つのやり方として、今、電算化時代で、職員数が少しは減るやろうという部分での質問だったかなと思いますけれども、確かにそういう部分はございますけれども、逆にコンピューター化になることによって報告期限が非常に短縮された。これもまた1つ事実なんです。従来でしたら1カ月ぐらいあった報告期限が、今でしたら2週間と。そういう部分でございますので、思った以上には職員数はなかなか削減できないというのが現実でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

町外の人は何名か、町内と町外と、ちょっと何名ずつか聞きたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

町内外の内訳でございます。先ほど総数46名と言いました。その内訳としまして、町内が18名、町外が28名。率に直しますと、町内が39%、町外が61%でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

ちょっとこれは余談になりますけれども、南山城村では、町で選んだ職員は、外に出ていった場合はもう職員をやめてもらうというように聞きましたけれども、今はもうそんな時代ではないですけれども、笠置町もやっぱり少しは、過疎化しているねんから、食いとめるように努力してください。よろしくお願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 南山城村の例が出ましたけれども、確かに募集要項の中で、昔、村のほうで、住所地は村でなかったらあかんという要項ができたようには聞きました。それがいいのか悪いのかというのは、余りにも好ましくないというのが大方の見解でございます。

当町におきましても、募集要項をつくる際には、通勤可能な時間等々、できるならば町内におられる若い方々が率先して受けていただきたいという気持ちは当然持っております。しかし、人口の減とともに、なかなかこういう部分でも受験をしていただけないというのが現実でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

昭和47年には3,344人だったのが60年には3,048名になっておりますので、あともう10年足らずで1,000人ぐらいになるかなと心配しておりますので、また職員だけでも食いとめるようによろしくお願いします。

そして、職員の件で町長にお聞きしますけれども、私は平成8年から議員にならせてもらって、ある職員が、最近、仕事ができない、仕事ができないとおっしゃいますけれども、今まで、私も17年目になりますけれども、最近だけです。そういう仕事ができない、仕事ができないと。職員が2名か1名おるように聞いておりますけれども、その指導の仕方と違いますか。昔といたらなんですけれども、そんなこと聞いたことないので、最近だけ聞いておりますので、どう思いますか、町長。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 職員の仕事について、仕事ができないのは、その指導に当たる者の責任ではないかということでおっしゃっておられると思います。

確かにそのとおりだと思います。やはり職員の採用時点から、先ほど町内か町外か、いろいろおっしゃっておられますが、町内に偏った職員の採用というのはいかがなものかな。やはり人柄なりを審査した上で採用を決めていかなければならないだろうと思います。

しかし、採用した以上は、それは仕事をしてもらわなければならないわけでありまして。仕事をすることのできない職員があるとするならば、それは我々上司の責任であろうと思っております。これから職員の指導に当たっては厳重に指導していきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

いえ、十何年にもなるのに、仕事がでけへん、できるということは、最近になって、一、二年前からかね、聞いているのは。それに対してちょっときつく言ったわけですから。よろしくお願ひします。

そして、3点目にドッグランの件についてお尋ねします。

ドッグランの経費についてお尋ねしますけれども、工事の費用は幾らでしたか。そして、撤去の費用、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ドッグランの設置につきましては、補助金対象になっておりまして、全部で12万1,000円であります。

議長（西岡良祐君） 町長、撤去は。

町長（松本 勇君） すみません。撤去費用はボランティアでやっております。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

補助金はいただいたと聞いておりますけれども、撤去をなされた時点で補助金は返されたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 補助金は、商工会関連の補助金で10万円をいただいております。補助金は、返済はいたしておりません。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

補助金は返しておりませんとおっしゃいますけれども、1年もうたつから構へんというて、そういうふうに聞いておりますけれども、やはり商工会からいただいても、計画を立てずにドッグランを建てられたんですか。その10万円にしても、1万円にしても、お金が無駄になったと違いますの。ちょっと私はいつもきつく言いますけれども、老人手当を減らすとか、9月からみんな2,000円減らすとか、来年にはなくするとか、そういうことをおっしゃ



っていますのに、こんなドッグランで、撤去して、もう返さんでもいいわという、そういうことを考えていただいていたら町民も怒りますよ。何ぼ10万円といいましても、これ計画も立てずにドッグランを考えられたんですか。お金を払ってまで犬を預けるお方もおらないと思いますのに、どういう計画を考えて建てられたんですか。もう一度お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

補助事業でありますので、必ず目的があって事業申請を行っております。

申請当時のいこいの館の入れ込み客数は、だんだん減少してきた中で、地域の観光関連産業のいわゆるいこいの館の活性化という意味で、この事業を立ち上げてまいりました。売り上げについては10%から20%の減少傾向にあるという中で、いつまで続くか、この経営不振の状況は不透明の中でした。しかし、早期に回復を図るという対策が必要であるということで、この事業を立ち上げてまいりました。

やはり経営の悪化ということについては、近隣周辺と同施設の乱立ということもございまして、犬の同伴の方が非常にふえてきたというところから、ドッグランの建設にということで一応踏み切ったわけであります。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

何度も言いますが、計画も統計も、統計をとってから計画なするのが当然だと思いますよ。勝手にと言うたら申しわけないですが、撤去した。無償で撤去したとおっしゃいますけれども、たとえ10万円にしても、商工会からの金と笠置町からの金が10万円出ているでしょう。だから何とか考えていただいて、計画性を立てて、これからやっつけてください。

そして、老人の手当の件に対しても、何ぼでもほかから削られると思いますので、その点も考えてください。質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。私のほうから4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、ごみの収集ということで、ちょっとそちらから教えてほしいんですけども、ごみの分類早見表、この下には笠置町保健衛生課という文字が入っているんです。これは何年ごろ配布されたものですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ごみの分類早見表ということで、私のほうも参考までにファイルとじをしているものを使用しているわけですが、保健衛生課というふうに書いております。保険衛生課自体は平成16年度に廃止されておりますので、それ以前につくられたものだと認識しております、何年に作成して住民に配布したかということまでは、ちょっと現在ではわかりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長が、これは何年前に配布されたかわからない。16年ぐらいかなという話を今されました。そのときに、住民福祉課という課もできたんですか。その中で、今もとに戻ります。早見表を課長が知らんということは、今の職員が誰も知らんということですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。保健福祉課というふうに書いています。その保健福祉課自体が16年度に組織改正でなくなっておりますので、つくられたのは、もうそれ以前のものである。それを早見表としては私も保存しております。

ただ、かなりそれから制度改正、容器包装リサイクル法なり、紙おむつの取り扱いなりが変わっておりますので、活用はしておりません。分類については、毎月、上半期・下半期でつくっておりますカレンダーに、若干の例でございますが、書かせていただいたものを住民の啓発として使っております。細かなものについては、時たま電話をいただくんですが、その都度対応させていただいております。それが今の現状でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） これを見たら、これはもう電話帳と一緒にすわ。「あ」から「ん」まで事細かく書いているんです。今参考にしていないと言わはるけれども、配布されて、大事に残して、これをいまだに参考にしてしている家庭もあるんです。もちろん今言われた前期・後期という2つに分けてあるごみのこの収集日、ここにはいろんなことが書いてあります。これとこれを見ながら参考にして出しているんです。

何を言わんとするかというと、今もうそれで大体わかるんですけども、これとこれを参考にしながら住民課に電話したと。課長が言うたように、これはもう知らんわけです。もう破棄されている感じですね。これとこれを見ながらやっていますよ、教えてくださいと言ったら、中身の会話については、私はそばにいなかったからわからんけれども、いろんな会話

をしたんでしょう。わからなかったら聞いてくれと。一生懸命、私もこういうことをやっていますよと言うて聞いているのに、その会話の中で、わからなかったら聞いてくれと。いや、そういう答えはないと思うんです。わからんから聞いているんですよ。それを、わからなかったら聞いてくれと。そこのところ、一遍どういう解釈ですか、課長、教えてください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまのいきさつについては、ちょっと調査させていただきまして、そういうことがありましたら適正に対応、指導させていただきたいと思います。今言われた内容でしたら、もう言われるそのとおりと私のほうも思います。わからんから聞いているのというような話になってきます。

今、住民課では活用してへんものを大事にとっていただいて活用していると。おおむねもう間違いないんです。先ほど言いましたように容器包装リサイクル法とか、若干の品目については変わりがありますが、大まかにこれを参考にさせていただいて間違いないんですが、もっと早急にわかりやすい分類表、最新のものを何とか対応してつくらせていただきたい。

できれば、一つ一つの品目ではなしに、例えば容器包装リサイクルプラとその他プラというのが、ややこしい分類の中であるんですが、ナイロン製の容器、ナイロン製の包装、包むもの、それからリサイクルプラ、四角のぐるっと回ったようなリサイクルマークのある品物のきれいなやつはそこに入れて、あとはそれ以外のプラスチック、おもちゃとか、それからちょっと汚れたプラスチックとか、そういうものはその他プラへ入れてくれとか、今考えておりますのは、そういうふうなわかりやすい言葉で分類ができるようなパンフレットを何とかつくりたいと考えておりますので、またそのときもあわせて御指導いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、そしたら、これはもう不要ということですね。新しい早見表を将来においてつくと。できれば、「あ」から「ん」までのこういうものをつくるということですね。それはなし。そしたらこれですか。

（「いや、違います」と言う者あり）

7番（杉岡義信君） どれですよ。

（「もっと詳しく」と言う者あり）

7番（杉岡義信君） もっと詳しく。

（「ばんばんになってきますけれども、つくりますので」と言う者あり）

7番（杉岡義信君） そしたら、これはもう一応使っていないと。何やったら大事にしまってくださいよと、これからのために。だから、それやったらそれなりに、やっぱり毎月の広報があるのやから、こういう形で大事に使ってもらっているけれども、これはなるべく忘れていただいて、新しいものをまた配布しますという形で、町民に、やっぱり皆さんに知ってもらわないと、これはかなり持っている人が多いと聞いています。それで、それだけ大事に持ってくれてはって、それを参考にしてくれてはるのやから、こんな紙切れ1枚で分類せいというようなことじゃなしに、ほんまに事細こう書いてあるので、私も見て、これはいいなと思いました。

そういうことで、早速言うんですけれども、こういう形の中で早見表を持っておられる方については、今出しているカラーのカレンダー、前期・後期のやつを十二分にそれを参考にしてくださいという形で、何かの形で広報してください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。言わはるとおり分別の意味からも、行政のほうからもいろいろお願いしやなん啓発もありますし、当然それをしようと思ったら、ちゃんとした分類表を渡すのは、これはもう大前提でございますので、早急に住民のほうに啓発なりをさせていただきたいと思います。

あわせて、広報のれんけいの後ろに、いつも粗大ごみの啓発をさせていただいておりますが、あそこにも、毎回粗大ごみばかりですので、たまには燃えるごみ、あるいはプラスチック、それから汚れた缶・瓶はどうするのかと。そういうふうな啓発も、巡回してというんですか、毎回順番に掲載するように要望し、その対応をしていただけるというふうなことも広域連合で話をしましたので、今後もそういうことで対応していきたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） そういうことで、広報がいつ出るか楽しみに待っています。これでこれは終わっておきます。

2番目、野田林道についてちょっとお聞きしたいんです。

野田林道の事業は、何年ごろに始まって、事業の名称というものはどういう名称でしたか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問ですが、野田林道は昭和50年に新しく開設され、その後、平成12年に延伸を行っております。正式な事業名とおっしゃ

いましたが、申しわけございません、私、今その事業名については覚えておりませんので、それはちょっとお答えできません。申しわけないです。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 私、今ある程度聞いたんですけれども、長ったらしい文章なので、これはやめておきます。

何でこういうことを聞いたかという、現状では途中で中止というのか、とまっている現状なんです。そしてまた、この事業については、笠置町の阿蘇林道と同時にされたということも聞いています。林道のことはいいんですけれども、もう今は、木かって生きているから、年月がたったら伸びてきます。伸びてきて、誰も寄らないから、私たちはちょっと冬場に寄るんですけれども、木が大きくなってきて、雪が降れば倒木、台風が来れば倒木、もう荒れ放題。少々の土砂崩れ、それも何年かずっとほったらかしですわ。だから、道自体は舗装されています。それなのにもう荒れ放題。

それと、途中までやってきた事業ですので、何とか開通にこぎつけへんかなと思って今やっているわけですけれども、いろんな問題があるんでしょう。これから先、もし何かの機会ですら再開ということはないんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、林道は開設されましたが、行きどまり道路でございまして、皆さんも御存じのとおり、現在、木材の需要の減少や価格が下がっております。この道路は林道でございまして、これももちろん御存じと思いますが、府道とか町道とかいう道路法上の道路ではございませんでして、森林施業のための道路、林業者の方々のための道路ということになっております。目的道路ということで、そのようになっています。

先ほど申しましたように木材価格の関係などで、また林業の従事者の方々の減少などで、ほとんど通る方がおられない状況でございます。これは議員御指摘のとおりでございます。なかなか町といたしましても本当に最小限の維持修繕しかできていないのが現状でございます。余り通る人がない。また、森林所有者とか地元の方々からの延伸の要望というのも、もうほとんどない状況でございます。このために、現時点ではでございますけれども、延ばす計画というのはございません。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 森林関係のためにつくった道やから、森林関係の人から要望がなかった

ら、それはもう維持管理しないと。それはちょっとおかしいのと違いますか。そうすると、ほかの者は通ったらあかんのかね。いや、私たちが通って、これはおかしいからとお願いをしているんです。維持管理は最低限しているって、私から見たら最低限ではやっていない。道は荒れ放題、舗装はしてくれてある。先ほど言うた木は大きくなって、落ち葉が、枯れ木が道に来て、もう本当にアスファルトが見えんぐらいになっていますわ。そこへもってきて、何回も言うけれども、崩れがある。崩れがあつて、道路に水が走って、低いところに泥がたまって、もうとにかく荒れていますわ。だから、そうなってくると山の所有者が町にこうしてほしいと要望があればやるんですね。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御指摘でございますけれども、おっしゃるとおり私どものほうもその道路を確認しております。以前から崩土もあります。また、倒木もございます。それと、一部陥没している部分もあります。ただ、今とりあえずは通れる状況ではございますが、おっしゃるとおり、本当に草も伸びて、なかなかその先へ知っている人でなかったら行こうという気は起きないような道路でございます。

先ほどおっしゃいましたように、道路は目的道路でございますけれども、もちろんほかの森林業以外の方も通っていい道路ということには変わりありません。要望があればできるんやなというふうな御質問でしたが、今までとまっているというか、今までもしていないというのは、それなりのおっしゃったような理由もあるかと思えます。今後は、森林についてもどのようになるかわかりません。また地元の方々、森林の所有者の方々の意向も、また、一番もとになりますけれども、財政の負担なども考えまして、できることであれば将来は進めたいと思いますが、先ほど申しましたように現時点では計画というのはございません。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 将来人口的にも減少してくる中で、道は要らんのかと。何ぼ人口が減ったって道は要るんですよ。森林所有者の希望があれば、有市笠置線、あそこまでつないでいただいたら何かの利用方法はあると思うんです。今の状態では、木が大きくなるばかりで、伐採等もないんですけれども、伐採等もないから所有者の要望がないという繰り返しになるんですけれども、また将来において何かの要望があれば考えていただくということをお願いしておきます。

それと、次に移るわけなんですけれども、これはも同じような形なので続けていかせてい

たきます。

前からお願いしている有市の道路の傾斜の分、前回も私ここで言わせてもらったと思うんですよ。課長、この前はいろんな陥没したところを修理すると議会の中で言われました。ここは入っているんですか。場所を言おうか。わかっていますか。山本課長の上からお寺まで抜けるあの変なカーブ、あれは。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃる道路は、町道向阪1号線といいまして、約150メートルぐらいあるんですけども、その途中までが勾配がきつくて、横断的にもきれいな勾配になっていないと。それでまた、交わる横断側溝がございまして、ちょっと構造的に難しい場所やったのかなと今から考えております。前にもその辺のお話も区の区長さんのほうからも要望としても聞いております。

今までも何とか補修を、その部分だけをして側溝自体をちょっと入れ直さんとできないということで、なかなかできなかったんですけども、今回この3月補正で、国のいわゆる大型補正ということで、現在、道路の路面の性状化調査とか構造物の調査をしております。町道のところで、お気づきかと思えますけれども、白いペンキのようなものでSとかEとかというのを書いています。あれは町道の路線のスタートとエンド、起点終点を書いています。それで一応今舗装してありまして、車が通られるところにつきましては、町道の路線全部の調査をしております。その結果が出ましたら、それに基づきまして舗装も含めて道路の修繕計画というものをつくらなければならないことになっています。もちろんその路線につきましても町道でございまして、路面の調査をしております。まだ結果はこの9月以降になるかと思えます。

以前からそういう状況であるというのはわかっていますし、私どもが先に、調査をする以前にも、そこは当然修理をしないといけない場所というふうには認識しておりますが、調査の結果を整理しなければ国の補助で修理ができないということでございますので、それは今後データを集計してからする場所ということで計画に上げていきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡です。

データを集計して事業をやるのにどれぐらいかかるんですか。1年、2年ですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今調査中ございまして、ことしの12月には全体の調査の結果を出して、そのデータをつくる。それで修繕計画というのをつくりまして、その中には年度ごとの修繕計画が入ってきます。それに基づいて国のほうに要望します。

本年度につきましても、一部舗装と構造物につきましましてはする予定でございまして、調査の結果によりまして、どれぐらいのものが出てくるかが今わかりませんので、その集計をやって、その後に修理をしていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

課長、しつこいようだけれども、もう1回か2回言わせてもらいます。私、今まで言ったことは、全然計画はもうなかったんですよ。3月に初めてこれをやろうと。すると私がずっと言っているやつは何だったんですか。それはもう全然頭になかったんですか。こうやってほしいよというやつが、そのときから始まると。12月に集計が出ると。私、1年か2年かかるかって、それ当たりますやん、そうしたら。そんなものと違う。やると言ったらやってくださいよ。そんなに調査にかかるんですか。私が見たら、素人やから、素人が何言われるのと言われる形になるけれども、もう1年半ほどまだ言っているやつをためてするのは結構です。3月に来て、集計して12月で出して、工事はそしたらいつから始まるんですか。来年の3月ですか。そんなものと違いますやろう。なるべく早くやってください。その集計も早くやってくださいよ。いろんな仕事もあるんですけども。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、確かにその部分につきましては以前から状況はわかっておりますので、必ずそこは修理箇所ということで上がってくるといのは間違いのないところでございます。ほかにもそういう場所があります。

ただ、先ほど申しましたように、調査とデータベース作成というんですか、集計をして、その計画というのをそういう専門家の方、要はコンサルタントなんですけれども、そっちでつくっていただいて、それを上げなければ、その部分については補助がつかないということになっていきますので、その辺は御理解いただきたいと思います。できるだけ早急にそこに着手できるようにはしたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、理解しているんですよ。何年も待つて理解しているんです。やる



ということなので、優先的にやっていただくということで、これは終わります。

ただ、議長、通告はしていないんですけども、1点だけちょっとよろしいですか。

議長（西岡良祐君） はい。

7番（杉岡義信君） 笠置山の保安林の解除はできたんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） まだできていない状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 私は今回通告していないから、それ以上聞きません。まだできていないということですね。わかりました。

続きまして、いこいの館についてということで、同僚議員がかなり突っ込んだことを質問されました。私はちょっと違う方向から町長に質問をさせていただきます。

7月1日から、かしばに移行される。6月25日には特別委員会で契約書並びに6月決算を審議するわけなんですけれども、7月1日以降、いこいの館の残務処理というのか、そういうことが、ちらっと町長から聞いた。それと、かしばの売り上げの端末機が壊れているので、手書きでもしていかなければいけない。みんな壊れているわけじゃないんですけれども、それをまた1台買ったら高くつくので。それにアルバイトをまた1名置きたい。それは皆さんがわかっていることやけれども、残務整理は、そやけど町長、これはしていかなんもんで、どれぐらいかかるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

6月末までの営業のいわゆる支払いに係る残務整理になってこようかとも思います。これについては7月いっぱい完了する予定でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） そうすると、あとの残務整理は要らんわけですね。いこいの館の今までのやつ、もう6月いっぱい終わると。それもきれいに片づくということですね。あとはアルバイトで、何日アルバイトが来るのか知らんけれども、それでやると。

それで、町長、7月1日からかしばに営業が移るんですけども、住民の間でいろいろ聞いていますという話があるんです。町長、この場で住民の皆さんに、こういう形でしっかりそれだけはやると、かしばに任すということを、ちょっともう一回町民に、きょうテレビは多分見てくれていると思うんですよ、もう今しかないから言ったってください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の行方については、住民の皆さん方からも非常に、どうなんだ、どうなんだと御質問をいただくところがございますが、7月1日から株式会社かしば、現在いこいの館で食堂部門を担っていただいているところに、浴場部門も含めて全ていこいの館に営業を移管してまいります。例えば風呂の入浴料等についても、先ほど条例の改正の中で御議論をいただいたところがございますが、現在の状態をそのまま引き継ぐ形で株式会社かしばに営業をしていただくという約束をいただいております。

また、町民の皆さん方には、7月1日以降、かしばに移行いたしましても、以前と同様に御愛顧賜りましたらありがたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） そういうことで、きょうは町民の方も見ていただいていると思うので、またみんなが協力しながらやっていきたいと思います。終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 過疎化対策について、石田議員も質問されましたが、平成17年の国勢調査の人口1,876人、平成25年6月1日現在1,595人、約8年間で15%の町民人口が減っております。新京都府総合計画によりますと、平成22年発表で65歳以上の人口率、平成17年、32.4、平成22年4月、36.4、現在の町の65歳以上の比率はどれぐらいですか。質問します。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。現在、平成25年、今手元には3月末でございます。65歳以上人口比率39.68%でございます。

議長（西岡良祐君） 田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

第3次笠置町総合計画によりますと、平成28年3月には1,500人、平成33年3月末には1,300人の人口で推移すると書かれておりますが、現在の空き家バンクの活用以外に、ほかに取り組んでいる方法を教えていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。過疎化対策につきましては、過疎計画、総合計画、活性化計画等をもとに、先ほども出ておったんですけれども、過疎対策事業債などを活用しながら、まず観光産業として各種イベントの実施や駅の無人化対策、また交通通信体系の整

備、情報化及び地域交流の促進では、町道の改良や情報化のための施設整備、生活環境の整備等、そして高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進等々の対策を講じているというところでございます。

そして、活性化計画の中では、空き家対策、そして、うたごえ教室、着地型体験企画。うたごえ教室や着地型体験企画につきましては、現在、自主運営と申しますか、そういった形で継続して取り組んでいただいております。そして、笠置町に何回も訪れていただくために、町内のお店の協力、たしか16店舗ほどだったと思いますが、笠置ファンの加盟店ということで、そういった制度もつくって協力をいただいているところでございます。

それと、町のPR等においても、学校や企業等との交流または連携を図りながら、現在、継続して進めているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

これについては、今後もまた随時、検証、質問いたしますが、また精鋭に努力していただきまして、次の質問に移らせていただきます。

議会における発言と、対しての町長の対応について。

表現の自由、言論の自由は認められておりますが、裏づけもなく個人に対しての中傷誹謗と疑わしき発言は慎もうではありませんか。品格と威厳を持って発言しようではありませんか。行政の長である町長も、本議会は可視化されており、町民の皆様も見て、戸惑われている方もおられます。冷静かつ丁寧に返答されるようお願いいたします。

町長、私はこう思うんですが、これに対してどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） まず、私の言動について、皆さん方に御不快をおかけするようなことがありましたら、おわびを申し上げたいと思います。

やはり私も含めて皆さん方、直接選挙でこの場にいらっしゃると思います。それぞれの人権の尊重というのは、これはもう申すまでもないと私は思います。そうした中で、先ほど議員から中傷誹謗と疑わしき発言についてということで御指摘をいただきました。お互いに、こういったことについては、やはり十分に気配りをしながら発言をしていくべきであろうと私は考えます。自分の発言したことについての責任は、やはりお互いにとっていくべきであろうと私は考えております。そうした中でも、私自身、未熟なために声を大きくして物を言う場合もございますが、しかしながら、私はお互いのいわゆる人権の尊重だけは肝に銘じて

発言をしているつもりでございます。

やはり行政と議会は車の両輪であるべきであると私は考えております。私の至らないところは、皆さん方から御指摘をいただいたら結構かとも思います。しかし、最後はやはり車の両輪で、笠置町のためにお互いに働くんだという気持ちだけは、お互いに持とうではありませんか。これ答えになったかどうかわかりませんが、私の考えでございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

今の町長の言葉を聞きまして、議会と両輪でと言われましたので、安心して、また次の質問をさせていただきます。

振興会館について。

2階大ホールのマイク等の点検について、使用する前日には点検されるようお願いしたいのと、使用されたところの掃除も行っていたきたいと思います。5月24日に使用したとき、2本のマイクのうち1本がどうしても使用できなくて、それもその日にやるから使えなかった状態で、それと足元に床のところにごみがちょっと、私がかたま目についたのかどうか知りませんが、落ちていたのをようけ見ましたので、これもお願いしたいと。どうですか、企画観光課長。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 産業振興会館の備品ということで、マイク等を使用される場合につきましては、今回そういったことがあったかもしれませんが、今後におきましては、産業振興会館の職員なりに前日なり前々日に確認をするようにということで指導をしていきたいと思っておりますし、また、ごみについても、清掃については、年に1回業者の方には入っていただいておりますが、日ごろ、今ホール等の話でいただきましたけれども、1週間に一遍程度は掃除をしているということで私も報告を受けているんですけども、やはり掃除の漏れ落ち等があったとするならば、議員さんがおっしゃってくださっているので、そういったことがあったんだろうと思うんですけども、今後につきましても、そういった汚れ等について隅々まで十分確認をする中で、掃除等もしていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

よろしく願いまして、カーテンの取り付けについて、見積もりがなされたのに6月12日の補正予算に計上されていないのはどうしてでしょうか。説明を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 産業振興会館の日よけのカーテンと申しますか、3月議会におきまして、議員からその件に関しまして御質問いただきました。そして、それに対しまして検討させていただきたいということ、検討しますということで答弁のほうをさせていただいた中で、その後、日よけにつきましては、いろんな方法があるかと思うんですけれども、まずブラインドカーテン、それとロールカーテン、グリーンカーテン、そういったものでちょっと検討いたしました。

検討するに当たりまして、ロールカーテンとかブラインドについて、どの程度金額等がかかるかということで、検討するための資料として集めました。その中で、今回はグリーンカーテンでも効果があるのではないかという考えのもと、ゴーヤを植えてグリーンカーテンという形で今回はさせていただきましたけれども、本年度、ことしですね、グリーンカーテンの状況を見る中で、それが余り効果がないというのであるならば、また来年、別の方法の日よけに対しますことについて検討していきたいと思っておりますので、本年度はそういう形でいたしておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

今、グリーンカーテンと言わはりましたか、多分6月に入ってから植えられているから、効果があらわれるとか検証するより、もう7月になったら伸びてやなあかんののに、6月の初めに植えてはりますわね。間違いないですわね。多分検証するとかいう以前の問題やと思いますわ。やるのやったら、もう5月の連休前後にはそれを植えてやっていなかったら、絶対にカーテンは伸びないはずですよ。こんなことしの検証には無理やと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。前段、企画課長が申し上げましたとおり、この6月の補正予算のヒアリング、査定をしたときには、確かにそういういろんなパターンの方は企画課長から聞きました。何にしようかということで、その場で実は決定させていただいたのが、今回のグリーンカーテンでございます。

というのは、それぞれの各家庭でも、今はグリーンカーテンというのがはやりになっているのかどうかわかりませんが、やっておられます。同じように産業振興会館でも一旦やって、時期的なことはあろうかなと思いますけれども、8月になれば、まだ日差しもきついきもございまして、その状況を見きわめながら、来年以降はまた検討するということ

になっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） これで、この質問は終わらせていただきます。

ゲートボール場、いこいの館横のね。雨が吹き込む件について、何人かの議員の方々が質問等要望をされましたが、本日の条例の改正におきましても料金が示されており、お客様の要望も今まで以上に出てくると予想されます。いこいの特別委員会の件で町長と委員長と会ったときに、窓ガラス等を取りつけるように設計されていないのではないかとおっしゃっていましたが、今後どのような対策をとられますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の屋内ゲートボール場のいわゆる雨水が入るのではないかと、吹き降りが入るのではないかとということで、いろいろ検討させていただきましたが、正式にサッシなどを入れてやっていきますと、かなり大きな建物ですので、かなりの経費がかかってくるわけであります。軽微にできないかということでいろいろ検討してまいりましたが、一部専門家の方からお聞きいたしますと、現在の建物に囲いをつけて現在の建物もつかどうか。いわゆる耐久性の問題であります。だから、あの建物に囲いをかけてやって、台風など来たときに、あの建物自体がもつかなということをおっしゃっておられました。

私もそこまで余り気にはしていなかったんですが、お聞きいたしますと、屋根の縛りがあるとか、いろんなことを聞きますので、もう一度、設計をされた方等も含めて、耐久性、どこまでのものが持てるかという、そういったことも一応検討してみたいと思いますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） ほんならまた、町長が今言うてくれはりましたので、検討していただきますようによろしくお願いいたしまして、私の質問はおわります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、2 番議員、向出健君の発言を許します。

2 番（向出 健君） 2 番、向出です。

まず、いこいの館のことについて質問します。

先ほども他の議員から質問がありましたが、ドッグランが一度も使用しないまま撤去になりました。今回、ドッグランが撤去となったその判断の理由、取りやめた理由は何でしょうか、説明を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ドッグランの動向につきましては、いろんな方から御指摘をいただいているわけでありまして、ドッグランをなぜ今の時点になって壊したかという話であります。

ドッグランについては、やはり集客の増を目的としたドッグランの建設でありましたが、住民の方からのいわゆる苦情と申しますか、全部の方の同意が得られなかったということで撤去となりました。建設をしていながら今になって撤去しなければならなかったというのは、非常に残念な思いであります。やはり住民の方に、まして御近所の方に御迷惑をおかけするということは忍びないということで、撤去をさせていただきました。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ドッグランが未使用のまま撤去されたということは、この費用が全く無駄になったということです。責任が問われることとなりますが、責任についてはどうお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ドッグランの撤去について、その責任ということでありまして。

その責任については、やはりそれを建設した我々執行部にあるわけでありまして、しかし、それに余るこれからグラウンドの使用、あるいはいろいろなイベントを組むことで、ドッグランの建設に要した費用等について、それ以上の効果を生み出すような何か催事を組んでいきたいと考えるわけでありまして。

あのドッグランの跡地をいかに利用するかということで検討もしてまいったわけでありまして、ドッグランについては、やはり御近所の方の迷惑を考える。桜の植樹をしたときもそうでした。御近所の方からいかなものかという御批判をいただいたわけでありまして、しかし、これからやはり我々があのドッグランを撤去することによって、いこいの館のグラウンド等について使用することの効果の増大を図っていく中で責任を果たしていきたいと、そんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ドッグランがこういう状態になったということは、事前の計画が不十分だったのではないかなというふうに思うんですけども、やはり大事なものは、こうしてちょっと計画性がなかったということを実感していただいて、今後の行政についても当たっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

いこいの館の業務委託にかかわって、先ほど経緯については簡単に説明いただきましたが、

住民の方から、いこいの館はどうなっているかよくわからないという声をたくさんお聞きしています。やはり、その経緯について説明会を開くなど、住民の皆さんに説明をして、質問や意見を聞く場を設けることを求めますが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館についての住民への説明であります。

いこいの館が全く変わった状況の姿に変わるようでしたら、やはりそういった説明も必要かとも思います。しかしながら、現在の状況のまま、料金も現在のまま、そのまま引き継いでいくということでもあります。私は、民間に引き継ぐことで、やはりお客様に対するサービスの向上も図られるのではないかなという期待を持ちながら、株式会社かしばにその業務を委託するわけであります。

住民の皆さん方には、変わった形じゃなくて、このまま移行するんだということで御理解をいただいているものと思います。何らか変わったことをやるということではございませんで、現在のままの入浴設備を持ったいこいの館、そういったことは全く変わらないわけありますので、私は現在のところ、住民の皆さん方にはこういった場を通じて説明をさせていただいたらそれでいいのかなという思いでいるところでございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私自身が実際にいろいろ質問を受けたということもありまして、やっぱり議会の場だけでは不十分だということと、もう一つは……

（「すみません、ちょっと大きい声で言ってください」と言う者あり）

2番（向出 健君） 私自身が、住民の方から、そういう質問というか疑問をたくさん聞きましたので、議会だけではちょっと不十分じゃないかという点で、ちょっとお聞きしたんですけれども、特にお金を町から入れているという問題なので、やはり移行に当たって、業務委託だけではなくて、これまでの問題も含めた、そういう説明会を一度きちっと開くほうがいいのではないかなということでお聞きしたんですけれども、再度答弁を求めたいんですが、お願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員が、住民の方から説明を求められているから、私どものほうで説明会を開きなさいということだと思っておりますが、私は、向出議員、町議員の活動として住民の皆さん方にお知らせされるのも議員のお仕事ではないのかなと思います。その方が全住民であるとするならば別の問題ですが、向出議員に質問をされる。向出議員はこうですよとい



う説明をされるのが議員としての責務であろうと私は考えます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） これまでの問題も含めて、たくさん私自身もいろいろ聞かれたりする中で、説明会を開かないのはどうなのかなという点で質問しました。ぜひ一度、御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

かしばに業務委託後に発生した赤字については業者が責任を持つと、委員会では説明を受けています。再度確認のためにお伺いします。業務委託後に発生した赤字は業者が負担をする。町の財政では負担をしないということで、間違いがないでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 株式会社に全て業務を委託する以上、かしばの責任において赤字補填はされるべきだと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） いこいの館のこれまでの赤字については町長に責任があると、この間、議会で答弁されています。しかし、この間でも、どこが問題でこういう赤字の事態に至ったのか、より具体的な分析調査というものが示されていないように思います。そしてまた、どういう対策をとればよかったのかということも示していただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の赤字について、町長の責任であるが、そういった赤字の内容について説明をしなかったのかということだと思います。

私は、いこいの館の運協、あるいはこういった議会の場を通じて、逐一説明をしてきたつもりでおります。私は、いこいの館の毎月の経営状況等、おくれがちでございますが、全て議員の皆さん方には御報告を申し上げ、そして御意見を頂戴いたしております。その中で、具体的にどうだこうだという御意見もいただいております。そのことについては真摯に受けとめながら、いこいの館の営業に生かしてきたつもりでおります。

しかし、残念ながら赤字の解消にはつながらなかったのは、非常に残念な思いであります。そうした中で、それではどうするかということで、民間の業者に業務を委託するという結果となりました。これに至ります我々の努力も足りなかったことをおわび申し上げながら、今後、株式会社かしばがどのような経営をなさるのか注視をしていきたいなど。それについて

は、皆さん方もできるだけ御協力をお願い申し上げたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私が聞きましたのは、町長が全く説明をしていないということではないとは思いますが、より詳細な分析調査をして、また、その対策についてしっかり示していただきたいということで質問いたしました。この問題は、今後の行政運営にもかかわる問題だと思いますので、そういう分析も今後して、きちっとした対策も示していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

災害対策について、そのうち地震対策について質問いたします。

笠置町における地震による被害の想定はどうなっていますでしょうか。概要の説明をお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

地震対策についてということで、被害の想定についてということであります。

実は、各戸配布させていただいております笠置町の地震防災マップ、これが被害想定という部分で、我々は解釈もしておりますし、また南海トラフの関係につきましても、そういう部分について、また各戸配布をさせていただいているというように思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） そうしましたら、その地震被害の想定に対して、どのような対策をとればいいとお考えでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

対策の分につきましては、各一般的な住民の方々でしたら、今の耐震化の診断・改修補助等を使っていただくというのがあるかなと思います。それと、そういう部分以外では、万が一の場合に備えまして、日ごろからそういう必要なものがすぐに持ち出せるように、また避難場所へすぐ行けるように等々の準備が各個人で対応していただけたらなというように思っています。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、耐震化の話が出ましたので、お聞きします。笠置町の家屋の耐震化はどのぐらい進んでいるのでしょうか。耐震化がなされている家屋の件数や耐震化率を教え

てください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

はっきりとした数字はつかんでおりません。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） そうしましたら、数字をつかんでいただくように求めたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） つかめという話ですけれども、各家庭の耐震化につきましては昭和56年5月というのが境目でございます。我々としては、個人的な情報がどこまであるかという部分がございますので、行政ではなかなかきっちりとしたものはつかみにくいということでございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 耐震化を進めるために助成制度がありますが、この助成制度の周知についてはどのようにされていますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

耐震化の助成の啓発につきましては、広報で流させていただきます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この助成制度の利用を進めるためには、やっぱり説明をしっかりと住民の方にすることが大事ではないかと思えます。住民の説明会を開くことや、世帯数も少ないですから、一軒一軒訪問して説明や意見を聞くなどの取り組みをすべきだと思えますが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

そういう案もございましょうが、これは府の助成制度でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 笠置町の特徴は、今、世帯も少ないということで、顔の見える行政だと思えます。ですから、ぜひ努力していただいて、府の制度ですけれども、こういう制度があります、こういう効果がありますと、やっぱり説明するということも大事な仕事じゃないかと思えますので、ぜひ今後検討をお願いしたいと思います。

そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

土砂崩れの問題について質問いたします。

笠置町は山々に囲まれているまちです。土砂崩れの懸念があると思います。住民の方からもそういった懸念の声をたくさんお聞きしています。

そこでお聞きをしますが、土砂崩れの危険性はどのくらいあるのでしょうか。その想定について、概要で結構ですので、教えてください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問に私のわかっている範囲でお答えさせていただきます。

土砂崩れの可能性等々でございますけれども、まず、これは土砂災害防止法に基づきまして、京都府が調査を行いました。その調査結果によって、各地区説明会に京都府と町と一緒に入っています。ただ、一部の地域がまだ説明は終わっておりませんので、公表までには至っておりません。その中で、区域としまして御承知のとおりイエローとレッドゾーンがございます。イエローは土砂災害の警戒区域、レッドは土砂災害の特別警戒区域でございます。それは、それぞれの傾斜等々の環境というんですか、その状況によってあるみたいで、いつ起こるか、また、どうなったら起こるかというのは、それはなかなかそのときの雨量、また周りとの関係等々がございますので、はっきりとはわかりません。ただ、言えることは、今までと状況が変わった場合は即避難すること。こういうことを京都府の方々からも我々は教わっております。

また、詳しいことでしたら、建設課長が知っているかなと思いますけれども、以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2カ所、具体的な場所についてお聞きをいたします。

栗栖天満宮の南側の斜面にコンクリートがありまして、住民の方から老朽化を心配する声をお聞きしています。この問題については、関係当局に私自身が問い合わせまして、関係当局が調査をして問題なしとの結果だとの回答をいただいておりますが、町として、この場所の問題について当局に問い合わせをいただいて、また住民の方に説明をお願いしたいと思います。

もう一箇所は、府道4号線奥田地域の東側斜面のコンクリートにクラックが生じています。この場所についても、私が山城土木事務所に、2月ごろですが、問い合わせをしたところ、とりあえず隙間を埋めるのは半年ぐらいの間にはできるとの回答を得ています。ところが、

いまだ実行されていません。この問題についても町として働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問ですが、1点目の栗栖神社の近くのほうの危険と思われる箇所ということでございますが、そちらにつきましては、山城広域振興局の森づくり推進室が所管しています治山施設というふうに聞いています。その現場自体は、そういう場所があるという話はお聞きしましたが、私が直接その現場を見ておりません。振興局のほうには、その辺問い合わせまして、どのような調査をされて、どのように返答をされたかというのを確認させていただきまして、またお答えしたいと思います。

それともう一点が、府道に沿った東側斜面、コンクリートの吹きつけをやっているところだと思います。その場所にクラックが入ってしまっていて、それにつきましては、以前にお聞きしていますので、土木事務所のほうに写真も撮りまして、また土木事務所からもその写真ももらって確認はしています。そこの対応をするということで私のほうも聞いていますが、まだできていないということでございましたら、以前にするという返事ももらっている。その後どうなったかというのも私のほうから確認しまして、また返答させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひよろしく願いいたします。

災害時の避難の問題について1点お聞きします。

足腰の悪い方や高齢の方などは特にそうですが、素早く避難するのはなかなかこの町でも難しいという問題がテレビなどでも報道されてきました。どのような対策をすればそうした避難を迅速にすることが可能だとお考えでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問の件につきましては、昼から、1番、西村議員さんのほうから質問があったとおり、要配慮者の問題だと思うんです。

だから、その件につきましては、住民課長はそういう個人情報関係の話をさせていただいた後、避難の部分につきましても私のほうがまた説明をさせていただいたとおり、いろんな方々と連携しながら、その方々を最優先でやっぱり避難場所へは送るというのが必要かなというぐあいに考えています。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 避難の問題は、なかなか難しい問題だと思いますので、私自身もまた勉強して、いろいろな提案をさせていただきたいと思います。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

有害鳥獣対策について質問いたします。さきの議会でもいろいろお聞きをしましたが、有害鳥獣対策がなかなか進まない状況にあります。その理由、その大きな原因はどこにあるとお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問ですが、全国的に有害鳥獣という話を取り沙汰されておりまして、国もかなりのお金を使いまして、その対策に補助などをしております。

ただいまの御質問で、有害鳥獣対策がなかなか進まない理由ということですが、いろいろあるかと思うんですけれども、その中で有害鳥獣捕獲ということをやっております、それが直接進まない原因かどうかはわかりませんが、私が今思うのは、せっかくその捕獲を捕獲班で、例えば猿などが出た場合の銃器班といいまして、鉄砲ですけれども、銃を持ってその対応に出動していただいておりますが、なかなか現場に行っても人家、公道などがありまして、その場所において銃の使用制限がありまして、特に笠置町のように、山には囲まれておりますが、人家も迫っておる場所が多い。特に鳥獣が山から出てきたら、いきなり畑や田んぼということになります。そういう銃の制限がございますので、事実上鉄砲を持っていていただいても使用できないところが多いということがあります。

それと、以前にもお答えしたかと思いますが、狩猟者の減少、これも全国的な話でございますけれども、また高齢化によりまして、現在何とかまだやっておりますけれども、この先につきましては、本当に狩猟される方自体を確保維持していくことが難しいという状況になるかと思っております。これは笠置町だけじゃなしに、もう全体の話となりますので、そういうことと今思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私自身は、有害鳥獣対策のかなめは捕獲員、有害鳥獣をとる人の確保と、もう一つは、それを実際に実行することだと思っています。町としてそうした問題に今後どのように取り組む予定でしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 捕獲員の確保という御質問ですが、前も申し上げたかもわかり

ませんが、近隣では、試験的かもしれませんが、猿専属の捕獲員を確保して常時パトロールをやるというようなことを試行的にやっておられるところもあるかと思います。ただ、絶対数が、先ほど申しましたように捕獲員の方が不足しているということは、もう事実の問題でございます。これは、町が今、するとかしないとかいう問題ではありませんが、京都府におきましても、そのことは本当に問題になるということで、以前は狩猟免許の試験というのは年1回しかやっておられませんでした。ここ何年か前からは年2回、3回というふうにするようになりました。また、その案内につきましても、今まではやっておられなかった狩猟免許をこういうふうを取得してくださいというお勧めのようなパンフレットも作りまして、町のほうにも持ってきてもらっています。この辺につきましても、町民の皆様にもお知らせできる機会があるかと思えます。今そういうふうを考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 有害鳥獣対策の理屈というのは、有害鳥獣をとって減らして、また人間は怖いと教育するという理屈は簡単なんですけれども、なかなかそれが実際には進まないということで、大変町民の方からもたくさん懸念の声、襲われた方があるということもお聞きしています。非常に大事な問題なので、私自身も方法論も含めてもっと検討しまして、具体的な提案も今後していきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

道路の修繕の問題についてお聞きをいたします。

今年度は、道路の修繕関係の予算として6,150万円がついていますが、平年は道路の修繕にかかわる予算はどのくらいでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

今年度は、特別に先ほど申しましたように国の補正がございましたので、ついておりますが、常時ですと修繕工事などには補助がつかないのが一般的な話となっておりますので、ここ数年を見ますと当初予算では200万から300万程度というふうに思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今回は特別ですが、平年の額ではなかなか道路の修繕が進まないと思うのですが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） おっしゃるとおり、平年の予算では、とても道路の修繕は追いつきません。以前にも申し上げましたけれども、各区長さん、区の区長会、年に2回ございますが、いろんな要望をされまして、そのほとんど、まず約半分以上といいたいまいしょうか、道路や道路側溝などに関することをございまして、本当にそれを全部やっっていこうとしましたら、かなりのお金が要るかと思えます。おっしゃるとおりでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今回は、先ほどから説明がありますように巨額の予算がつきましたが、これは今後どうなるかわからない、一時的なものだと思います。そもそも道路の修繕費用が余りに少ないと思いますが、今後、住民の要望に沿ってしっかりと進められるように、増額をやはり平年からされるようにすることが大事だと思いますが、予算の増額にはどのようなことをすればよいとお考えでしょうか、お聞きをいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 予算の増額ということで、どのようなことがという御質問ですが、先ほど申しましたように、平年でしたら、ほとんど維持修繕の予算がない状態でございます。今回、修理ということで調査をしまして、その資料づくりをやり、それで修繕の計画をつくと。そういうところまでは間違いなく国の補助がついてきます。それと、修繕は現時点では、今後は笠置町だけじゃなしに全国的に道路、橋梁も含めてですけれども、いろんなものを新しく直していかなければならないというのは、もう国が言っていることでございますので、恐らくこのまま、金額は変わるかもしれませんが、修繕につきましては補助がついてくるであろうと考えています。

今回、全体調査もなかなか単費ではできませんでしたが、それをやれという国の指導でございますので、これができることが今回チャンスだと考えています。これをして修繕計画をつくっていくことで、今後の補助も受けられますし、それから住民の皆様にもどういふことをやっているかというのもお知らせできる。また、これは先ほど申しましたけれども、年2回区長会がありますので、いつも要望をお聞きしていますので、そこにおきましても、修繕の計画ができましたら説明させていただきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 予算の増額には、府や国から入るお金をふやす必要があると思います。今後、増額が基本的に認められていくようなこと、また今回は特別につきましたが、そのことで手を緩めずに、やはり道路の修繕の必要性をしっかりと国や府に訴えるような取り組み



をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

道路の修繕箇所の状況の説明や計画などについて質問いたします。

町民の方からは、道路の修繕について、なぜこちらを修繕してこちらを先にしてくれなかったのかなどの疑問の声もいただくことがあります。そうしたことから、道路の修繕の状況というものがわかるようなものを作成してはどうかと思います。例えば修理の必要な箇所のマップであるとか、また、なぜここを修繕するのかという理由を書いたもの、さらには、いついつまでにここは修繕しますといった計画、そういったものを作成することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 道路の修繕につきまして、地元の皆様方が修繕の優先順位というんでしょうか、わかりにくいところもある。また、そういう意味で、どの場所をどういうふうな計画でやるとかという説明をできるようなことという質問かと思います。

先ほど申しましたように、今回の調査の結果、全路線をやりますので、どの部分がどういう状況かというのが全部資料として出てきます。それを現在道路の台帳図というのがあるんですけども、その台帳図に記入しまして色分けをするような格好になるかと思いますが、それで優先度を決めていきたいと思います。修繕マップというようなものになるかと思いますが、そういうもので、先ほども申しましたけれども、区長会におきまして説明させていただきたいと考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひ状況のわかるものをつくっていただいて町民の皆さんに説明していただくようお願いをいたします。

最後に、今回、先ほどから言っています6、150万円がつかえました。この修繕のお金、問題は、この予算が有効に使われるようにすることが大事で、返却としないようにすることが大事だと思います。ぜひしっかりと道路修繕の計画や実行をしていただいて、返却としないようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今せっかくなっている予算でございますので、返却することのないように、早急に調査を進めまして、資料を作成して、工事費もついておりますので、それが消化できるようにやりたいと考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 住民の皆さんからは、道路の修繕のことについては本当にいろいろな御要望をいただきますので、長年進まなかったということで不満はたくさん聞いています。ぜひしっかりと声を聞いていただいて、この6, 150万円が有効に使われるようお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長                    西   岡   良   祐

署名議員                瀧   口   一   弥

署名議員                石   田   春   子